

## 人々がかがやくまち 中津川をめざして



少子高齢化の進行、人口減少社会の到来、核家族化や世帯の小規模化の進展などの社会情勢、地域社会の現状など、私たちを取り巻く社会環境は、大きく変化してきています。このような状況の中、家庭、地域、学校、職場において、性別に関わりなく一人ひとりがもつ個性と能力を十分に発揮でき、誰もが自分らしく生きられる地域社会を実現するためには、「男女共同参画社会」の実現が重要となります。

本市では、「なかつがわ男女共同参画プラン」（第1次）の策定から16年が経過し、様々な取組を進めてまいりました。

しかし、平成26年度に行った市民アンケート調査の結果では、「家庭生活」「地域活動の場」「学校教育の場」「職場」での男女の平等感が高まってきているものの、家庭生活において、家事や子育て、介護などの多くを依然として、女性が担っている現実が分かりました。

そこで、これまでの成果や課題を踏まえつつ、「中津川市総合計画」を上位計画とし、市の関連計画との整合性を図るとともに、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込んだ「なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）」を策定いたしました。

このプランのもと、男女が互いに認め合い・支え合える男女共同参画の実現に向けて、市民の皆さまと協働して、プランに掲げた施策に取り組んでまいります。より一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

このプランを策定するにあたり、熱心にご審議いただきました「男女共同参画社会づくり懇話会」の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成28年3月

中津川市長 青山 節児

# なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）

## も く じ

### 第1章 プランの概要

|   |          |   |
|---|----------|---|
| 1 | プラン策定の趣旨 | 1 |
| 2 | プラン策定の背景 | 2 |
| 3 | プランの性格   | 3 |
| 4 | プランの期間   | 3 |
| 5 | プランの策定体制 | 4 |

### 第2章 第3次プランの評価・まとめ

|   |                     |    |
|---|---------------------|----|
| 1 | 第3次プランの評価           | 5  |
| 2 | 第3次プランの評価のまとめ       | 10 |
| 3 | 第4次プラン策定に向けた6つのポイント | 10 |

### 第3章 基本的な考え方

|   |            |    |
|---|------------|----|
| 1 | プランの基本理念   | 13 |
| 2 | プランの基本目標   | 13 |
| 3 | プラン推進のイメージ | 14 |
| 4 | プランの体系     | 15 |

### 第4章 4つの基本目標と具体的な取組

|     |                       |    |
|-----|-----------------------|----|
| 1   | 家族みんなで協力しあう家庭づくり      | 16 |
| (1) | 一人ひとりを大切にする意識づくり      | 16 |
| (2) | お互いに協力し合う家族づくり        | 18 |
| (3) | 生涯を通じた健康づくり           | 20 |
| 2   | 住民みんなが認めあう地域づくり       | 22 |
| (1) | 男女がともにいきいきと活躍できる環境づくり | 22 |
| (2) | 地域活動の担い手の育成とネットワークづくり | 24 |
| (3) | 人にやさしいまちづくり           | 28 |

|     |                                  |    |
|-----|----------------------------------|----|
| 3   | 男女平等の視点に立った教育環境づくり               | 30 |
| (1) | 男女共同参画に関する教育・学習の環境づくり            | 30 |
| (2) | 情報社会に対応できる人づくり                   | 34 |
| 4   | 男女が多様な働き方を選べる職場づくり               | 36 |
| (1) | 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）<br>の環境づくり | 36 |
| (2) | 男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくり           | 39 |

## 第5章 プランを推進するために

|     |               |    |
|-----|---------------|----|
| 1   | 重点施策          | 42 |
| (1) | 女性の活躍による地域活性化 | 42 |
| (2) | 男性にとっての男女共同参画 | 43 |
| 2   | プランの推進        | 45 |
| 3   | プランの進行管理      | 45 |
| 4   | プランの目標指標      | 45 |

## 第6章 資 料

|     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 1   | 男女共同参画をめぐる中津川市の現状 | 48 |
| (1) | 少子高齢化の現状          | 48 |
| (2) | 世帯構成の現状           | 50 |
| (3) | 女性の就業状況           | 51 |
| (4) | 地域における女性参画の動向     | 53 |
| 2   | プランの策定経緯          | 55 |
| 3   | プランの策定体制          | 56 |
| (1) | 懇話会の設置要綱          | 56 |
| (2) | 委員名簿              | 57 |
| 4   | 関係法令等             | 59 |

# 第1章 プランの概要

## 1 プラン策定の趣旨

少子高齢化や人口減少社会の到来、核家族化や世帯の小規模化の進展などの社会情勢、地域の現状を背景として、近年、男女がともに仕事と家庭・地域活動を両立させることが必要とされています。市民一人ひとりの幸福はもとより、地域、企業、社会全体の発展のためにも男女共同参画の推進が求められています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」に代表されるような、旧来の制度や慣行に影響された性別役割分担意識によって、男女の選択肢を狭められ、一人ひとりが持つ個性や能力の発揮が妨げられているのが現状といえます。真に成熟した活力ある地域社会を創出するためには、男女が互いに認め合い支え合える男女共同参画社会を実現しなければなりません。

1995年（平成7年）到北京（中国）で開催された第4回世界女性会議で、女性の行動の指針となる「北京宣言」と「行動綱領」が採択されたことを受け、わが国でも男女共同参画社会の実現に向けた取組が進められてきました。こうした流れの中で、本市では、男女共同参画基本法の公布・施行に先立って、1999年（平成11年）3月に、中津川市女性行動計画「なかつがわ男女共同参画プラン」（以下「第1次プラン」といいます）を策定し、2003年（平成15年）3月に「なかつがわ男女共同参画プラン（第2次）」を、2009年（平成21年）3月に「なかつがわ男女共同参画プラン（第3次）」（以下「第3次プラン」といいます）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

第1次プランにはじまる15年間の取組によって、市民の中にも男女共同参画社会に向けた行動と意識がみられるようになってきました。今後は、家庭や地域、職場、政策・方針決定の場など、社会のあらゆる分野において男女共同参画を一層推進し、誰もが自分らしく生きられる地域社会の実現を図る必要があります。

そこで、男女共同参画社会の実現に向けた新たな指針として、これまでの成果や課題を踏まえつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込んだ「なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）」（以下「第4次プラン」といいます）を策定しました。

## 2 プラン策定の背景

1999年（平成11年）6月の「男女共同参画社会基本法」の施行以降、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV<sup>※1</sup>防止法」といいます）の制定・改正、「男女雇用機会均等法」の改正、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の制定など制度上の改善や啓発活動が進み、人々の男女共同参画に関する周知度や意識も高くなってきています。

2015年（平成27年）12月、わが国においては、更なる男女共同参画社会の推進に向け、「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

### <参考>国の「第4次男女共同参画基本計画」（案）のポイント

男女共同参画会議計画策定専門調査会における議論の中で、「第4次男女共同参画基本計画」が果たすべき役割として次のポイントがあげられました。また、女性の参画拡大、固定的役割分担意識を背景とした社会制度・慣行の見直しに向けて、「男性」と「メディア」等に関する男女共同参画の推進を計画全体にわたる横断的視点として「基本的な方針」に位置付けています。

- 真に実効性のあるアクション・プランとする
- 更に踏み込んだポジティブ・アクション<sup>※2</sup>を実行する
- 「男性」にとっての男女共同参画や働き方改革にスポットを当てる
- 男女共同参画の視点による防災対策の必要性等を発信する
- 地域における推進体制を強化する
- あらゆる暴力の根絶に向けた取組を強化する

岐阜県においては、2003年（平成15年）に制定した「岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例」に基づき、①あらゆる分野における男女共同参画の促進、②人権が尊重される社会環境整備、③男女共同参画推進の基盤づくりを政策の柱とした「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」平成26年度～平成30年度が策定されており、これに基づき施策が推進されています。また、DV防止法に基づく「岐阜県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（第2次）」（DV防止基本計画）が2009年（平成21年）3月に策定されています。

### 3 プランの性格

#### ■法的な根拠

このプランは、男女共同参画社会の実現に向けて中津川市の施策の方向と推進のための方策を明らかにしたものであり、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく計画として位置づけます。

また、犯罪ともなる重大な人権侵害であるDVの防止を目的に、このプランの第3章の1の(1)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づくDV防止基本計画として位置づけます。

#### ■他計画との関係

この計画は、「中津川市総合計画」を上位計画とし、「中津川市子ども・子育て支援事業計画」「健康なかつがわ21」「中津川市障害者福祉計画」「中津川市地域福祉計画」「中津川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「中津川市教育振興基本計画」など市の関連計画との整合性を図るとともに、国の「男女共同参画基本計画」および「岐阜県男女共同参画計画（第3次）」に掲げられた目標や施策の方向等を踏まえ策定しました。

### 4 プランの期間

このプランは、「中津川市総合計画」の基本構想に合わせ、平成28年度を初年度とし、平成38年度を目標年度とする11か年を計画期間とします。なお、プランの期間内においては、市総合計画の変更や、国の施策の方向、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行うものとします。

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人等、親密な関係にある相手からの身体的・精神的・経済的・性的暴力を指す。現状では、男性から女性に対する暴力がほとんどである。

※2 ポジティブ・アクション

過去における社会的・構造的な差別によって、現在不利益をこうむっている集団（女性や人種的な少数者など）に対して、一定の範囲で特別な機会を提供すること等により、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置。男女共同参画社会基本法では、「積極的改善措置」として「（男女共同参画に関し）男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」と定義している。

## 5 プランの策定体制

### ■中津川市男女共同参画社会づくり懇話会

プランの策定および男女共同参画にかかる施策の推進について、さまざまな分野の市民の意見を聴取するため「中津川市男女共同参画社会づくり懇話会」においてプランの内容について審議しました。

### ■男女共同参画プラン策定委員会

男女共同参画に関わる施策は広範囲に及ぶことから、庁内に「男女共同参画プラン策定委員会」を設置し、現状と課題の把握、プラン案の作成を行いました。

### ■市民アンケートの実施

プランの見直しに先立ち、男女の地位の平等、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）、男女の人権などについての市民の意識を把握し、プラン策定の基礎資料を得ることを目的としてアンケートを実施しました。

アンケートにより得られた結果は、第2章の第3次プランの評価や第4章の基本目標の設定等に反映させています。

〔調査方法等〕

| 調査対象者                               | 調査票の配布・回収 | 調査基準日     | 調査期間                 |
|-------------------------------------|-----------|-----------|----------------------|
| 20歳以上の市民2,000人<br>(男女各1,000人)を無作為抽出 | 郵送配布・郵送回収 | 平成26年9月1日 | 平成26年9月19日～<br>10月3日 |

〔回収結果〕

| 配布数   | 回収数 | 有効回答数 | 有効回答率 |
|-------|-----|-------|-------|
| 2,000 | 858 | 857   | 42.9% |



## 第2章 第3次プランの評価・まとめ

### 1 第3次プランの評価

第3次プランでは、次の4つの基本目標のもと、各種施策を推進してきました。

- 基本目標1 家庭での男女共同参画
- 基本目標2 地域での男女共同参画
- 基本目標3 教育の場での男女共同参画
- 基本目標4 働く場での男女共同参画

今回、第4次プランの策定にあたり、2014年度（平成26年度）に実施した市民アンケートの各場面における男女の地位の平等に関する設問の結果等に基づき、第3次プランの評価をまとめました。



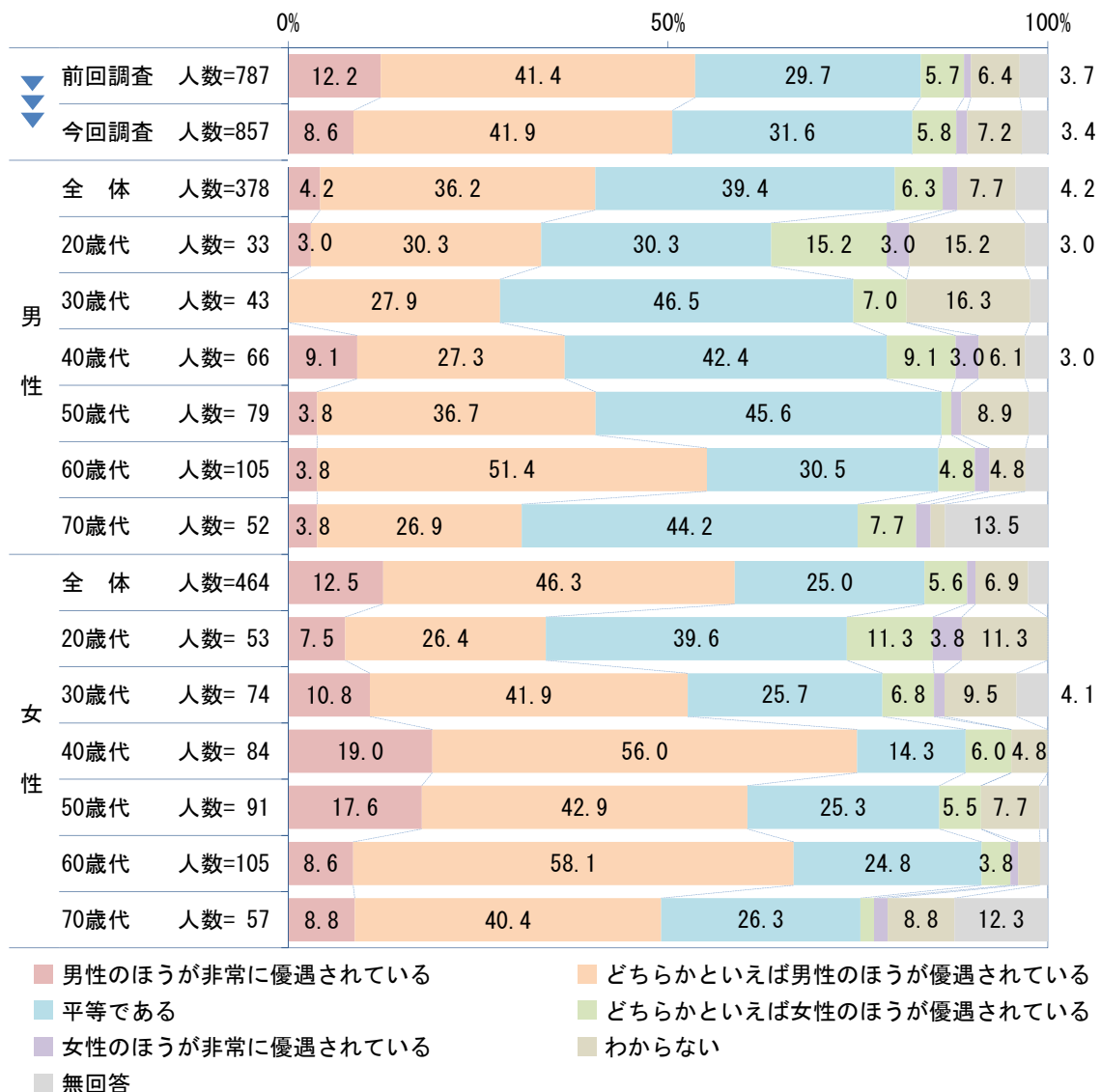


## 《基本目標 1》 家庭での男女共同参画

『家庭生活』における男女の平等感については、第3次プラン策定の際に実施した調査（以下「前回調査」といいます）と比較すると、「男性が非常に優遇」が低下し、「平等である」が上昇していますが、「男性が非常に優遇」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合計した＜男性優遇＞は50.5%と、いまだに過半数を占めているのが現状です。特に女性の40～60歳代では60%を超えています（下記図表参照）。

家庭における男女共同参画は、平等感という視点から20～40歳の若い世代を中心に徐々に進んできているものの、40～60歳の仕事で中心的な役割を担う世代では、男性が優遇されているのが現状です。これまで推進してきた取組をさらに深め、男性が自発的かつ積極的に家事や子育てや介護に関われる契機となるような取組が求められます。

### 《家庭生活》



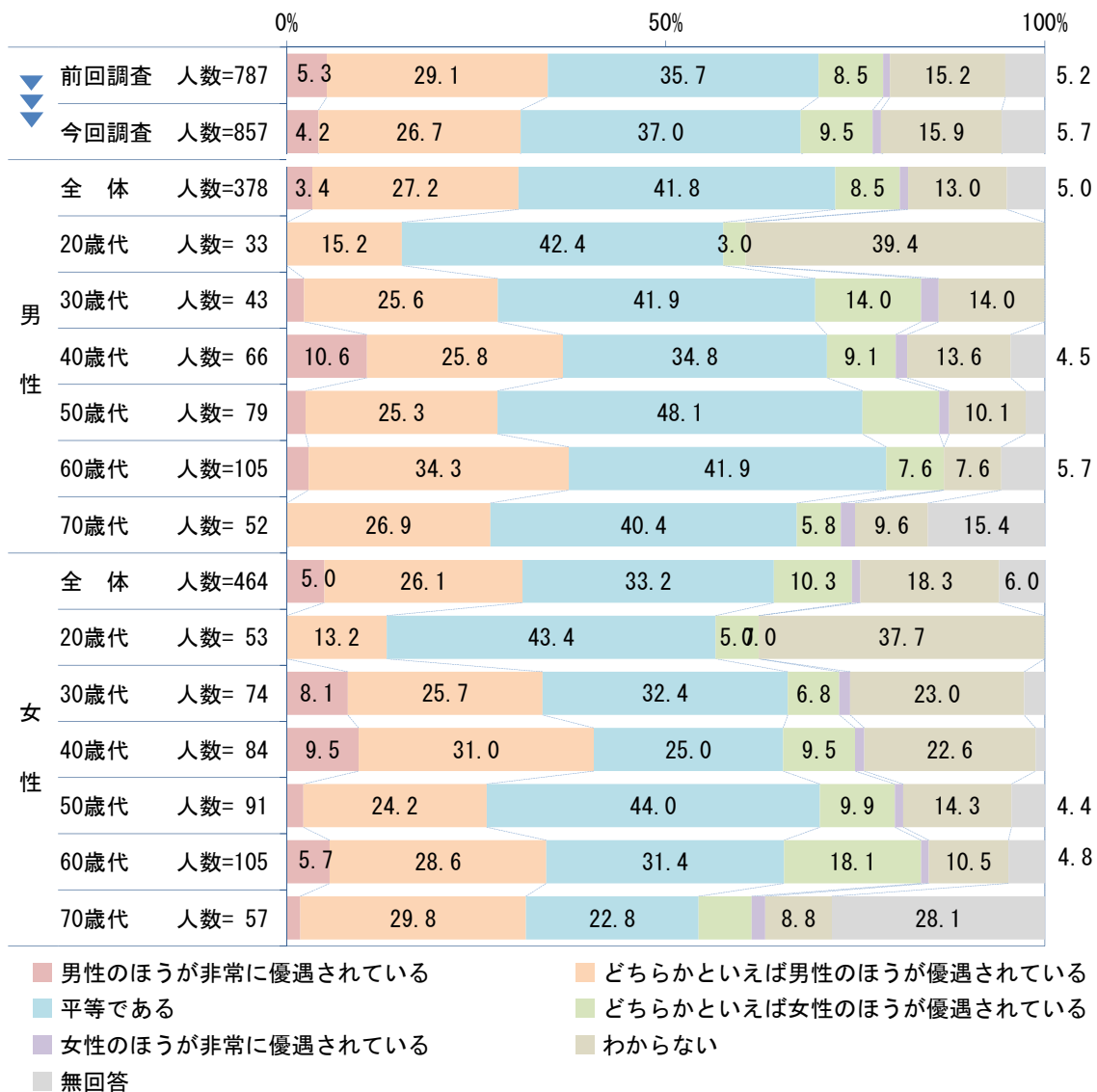
※グラフ中、3%未満の数値は表記を省略

## 《基本目標 2》 地域での男女共同参画

『地域活動の場』における男女の平等感については、前回調査と比較すると、「男性が非常に優遇」も「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」も低下し、「平等である」が上昇しています。性別の違いによる平等感に大きな差はみられませんが、年齢別にみると、若い世代において「わからない」という回答が高くなっており、地域との関わりの少なさがみてとれます（下記図表参照）。

地域における男女共同参画は、平等感という視点では進んできていますが、地域の担い手の高齢化や若い世代の関心の低さが課題であり、男女を問わず幅広い世代が当事者意識を持って参加できる取組が求められています。

### 《地域活動の場》



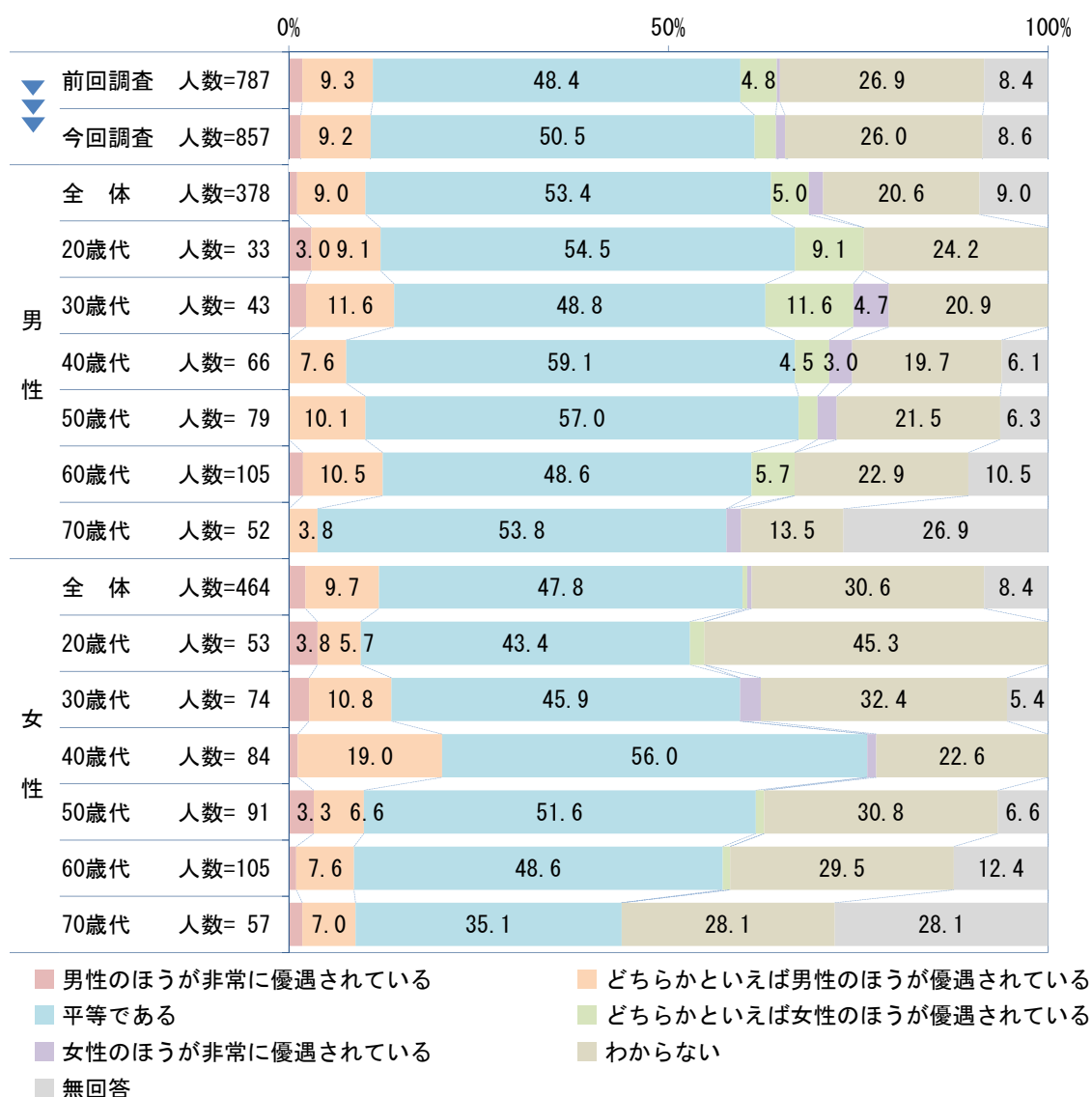
※グラフ中、3%未満の数値は表記を省略

### 《基本目標３》 教育の場での男女共同参画

『学校教育の場』における男女の平等感については、前回調査と比較すると、「平等である」が上昇しており50%を超えました（下記図表参照）。

教育の場における男女共同参画は、平等感という視点ではかなり進んでいます。男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画する必要があり、その基礎となるのが学校などの教育の場と言っても過言ではありません。子どもの個性や能力を伸ばすための取組が求められます。

#### 《学校教育の場》



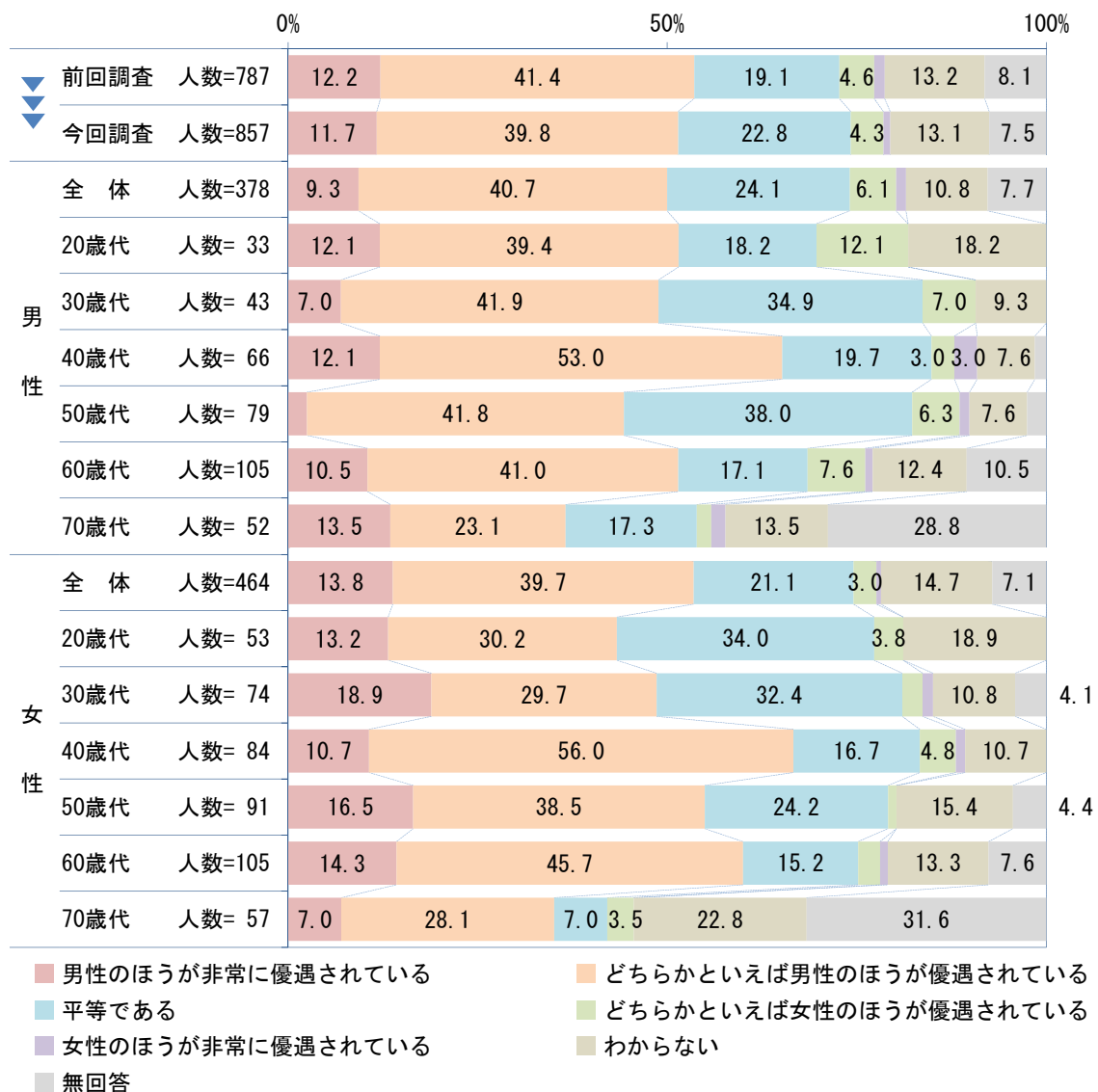
※グラフ中、3%未満の数値は表記を省略

## 《基本目標 4》 働く場での男女共同参画

『職場』における男女の平等感については、前回調査と比較すると、「男性が非常に優遇」も「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」も低下し、「平等である」が上昇しています。性別の違いによる平等感に大きな差はみられませんが、年齢別にみると、男女ともに40歳代の「平等である」が低くなっています（下記図表参照）。

働く場における男女共同参画は、全国的な動向もあり、平等感という視点では徐々に進んできていますが、前述の「家庭での男女共同参画」と同様に、40歳代前後の職場の中心的な年齢層に男女格差がみられます。性別に関わらず、男女がともに個性と能力を発揮でき、地域や企業が持続し更なる発展を遂げられるよう、良好な職場環境の整備と働き方の意識改革を進める取組が求められます。

### 《職場》



※グラフ中、3%未満の数値は表記を省略

## 2 第3次プランの評価のまとめ

「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されて16年が経過しました。この間に、さまざまな分野で男女共同参画に関する取組が行われ、それに伴い社会情勢も大幅に変化してきました。第3次プランは、広い分野にわたる施策の展開と意識啓発の取組が中心でしたが、4本の柱（家庭・地域・教育の場・働く場）の結果のとおり、本市においても各分野・場面で男女共同参画は少しずつですが進んできており着実に成果が現れていると言えます。

第4次プランでは、この第3次プランにおける成果を踏まえ、市民に実質的な活動・行動を促すような内容が求められます。特に、性別に関わりなく幅広い年齢層の参画が求められる地域活動の活性化や、課題が多く残されている働き盛りの男性の職場環境の改善・意識改革に対する支援が重要です。

## 3 第4次プラン策定に向けた6つのポイント

### ◆Point 1 団塊の世代へのアプローチ

市民アンケート結果全般をみると、団塊の世代以降の若い世代は男女共同参画の意識が比較的進んでいることがわかります。現在、団塊の世代（特に男性）の多くが高齢者となり、その活動の場が「職場」から「地域」に移ってきています。これらの人を対象とした取組、これらの人が中心となって行う取組を検討していくべきと考えます。女性の活躍の場を広げるというよりは、これまで男性が少なかった場に男性の参画を促進するものですが、ボランティア活動をはじめ各種地域活動に新たな力が加わることにより、女性の内なる力が発揮される場づくりにつながるものと考えられます。

### ◆Point 2 キーワードは“地域づくり”

ボランティアなど市民主体の活動は、それぞれがさまざまな目的をもって活動しています。男女共同参画という視点でみると、子育て支援、高齢者支援、地域防災などの活

動を通じて女性問題や社会の問題に気づくことが少なくありません。できるだけ多くの市民が、地域活動に参加する機会をつくることが、男女共同参画の理解を深める早道ともいえます。その意味からも、Point 1を含め、「地域づくり」が重要なキーワードとなります。

### ◆Point 3 仕事と家庭と地域活動のバランスを

男女共同参画社会を実現するためには、男女がともに、仕事と家庭、地域、余暇や自己啓発などさまざまな分野においてバランスよく活動できることが重要です。特に男性が従来の職場中心のライフスタイルから、職場、家庭、地域社会等のバランスがとれたライフスタイルへの転換が図れるように、地域全体が協働して取り組む必要があります。

### ◆Point 4 子ども・子育て支援事業との緊密な連携

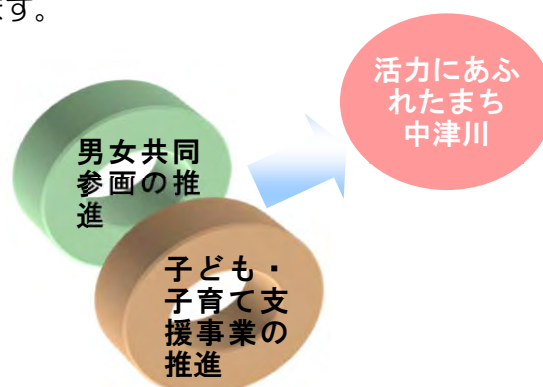
男女共同参画プランがめざす姿は、簡単に言えば、「男性も女性も、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できる社会の創造」です。具体的なイメージとしては、次の3つがあげられます。

- ①男女がともに働きやすい職場環境が整い、個人が能力を最大限に発揮できる社会
- ②仕事と家庭の両立支援が整い、男性の家庭への参画が進むことによって、男女がともに子育てや教育に参加できる社会
- ③男女がともに地域活動等に参画することによって地域力が向上し、子どもたちが伸びやかに育つ社会

これら男女共同参画社会のイメージは、次世代育成支援行動計画を引き継ぎ、平成27年度からスタートした子ども・子育て支援事業計画のめざすイメージに重なります。

子ども・子育て支援事業計画がめざすのは、「安心、優しさの中で心豊かな親子を育みかがやく未来へ進みつつける中津川」であり、「子育てしやすい家庭や職業環境の整備」を基本目標の一つとして位置づけています。

男女共同参画の推進は、子ども・子育て支援事業の推進とともに、活力にあふれた地域づくりのための両輪の一翼を担っています。したがって、この2つは、外すことなく緊密な連携を図りながら施策を進めていく必要があります。



#### ◆Point 5 積極的なPRを

市民アンケート結果をみると、第3次プランの認知度は低く、まず何よりもプランのことを住民に知ってもらうことが重要です。プランの周知、男女共同参画に関する情報提供も含め、プラン策定の過程で、プランの具体的な推進方法を検討していく必要があります。

#### ◆Point 6 DV防止の基本施策の方向性を

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）の改正により、市町村DV防止基本計画の策定が努力義務となりました。市民アンケートの結果によると、配偶者や恋人などから暴力を受けた経験のある人は少なくありません。

女性への暴力は人権侵害であると同時に、男女共同参画を進めるうえで克服しなければならない重要な課題です。女性への暴力根絶に向けた社会意識や環境整備を進めるとともに、被害者に対する相談体制の充実を図る必要があります。



# 第3章 基本的な考え方

## 1 プランの基本理念

第3次プランでは、「男女共同参画社会基本法」の目的を踏まえ、家庭、地域、学校、職場において、男女がお互いに、まあるいところで、認めあい支えあうことで、誰もが対等人として尊重される男女共同参画社会が実現するという理念のもと取組を進めてきました。

今回策定した第4次プランにおいては、この理念を継承するとともに、国の動向も考慮し、さらに積極的で実効性のあるプランとなるよう、基本理念を次のとおりとします。



認めあい、支えあい、まあるいところ

～人々がかがやくまち中津川～

## 2 プランの基本目標

基本理念を具体化するため、家庭、地域、学校、職場のあらゆる場面において男女共同参画の考え方を浸透させ、これにより、市民一人ひとりが、固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちづくりをめざします。

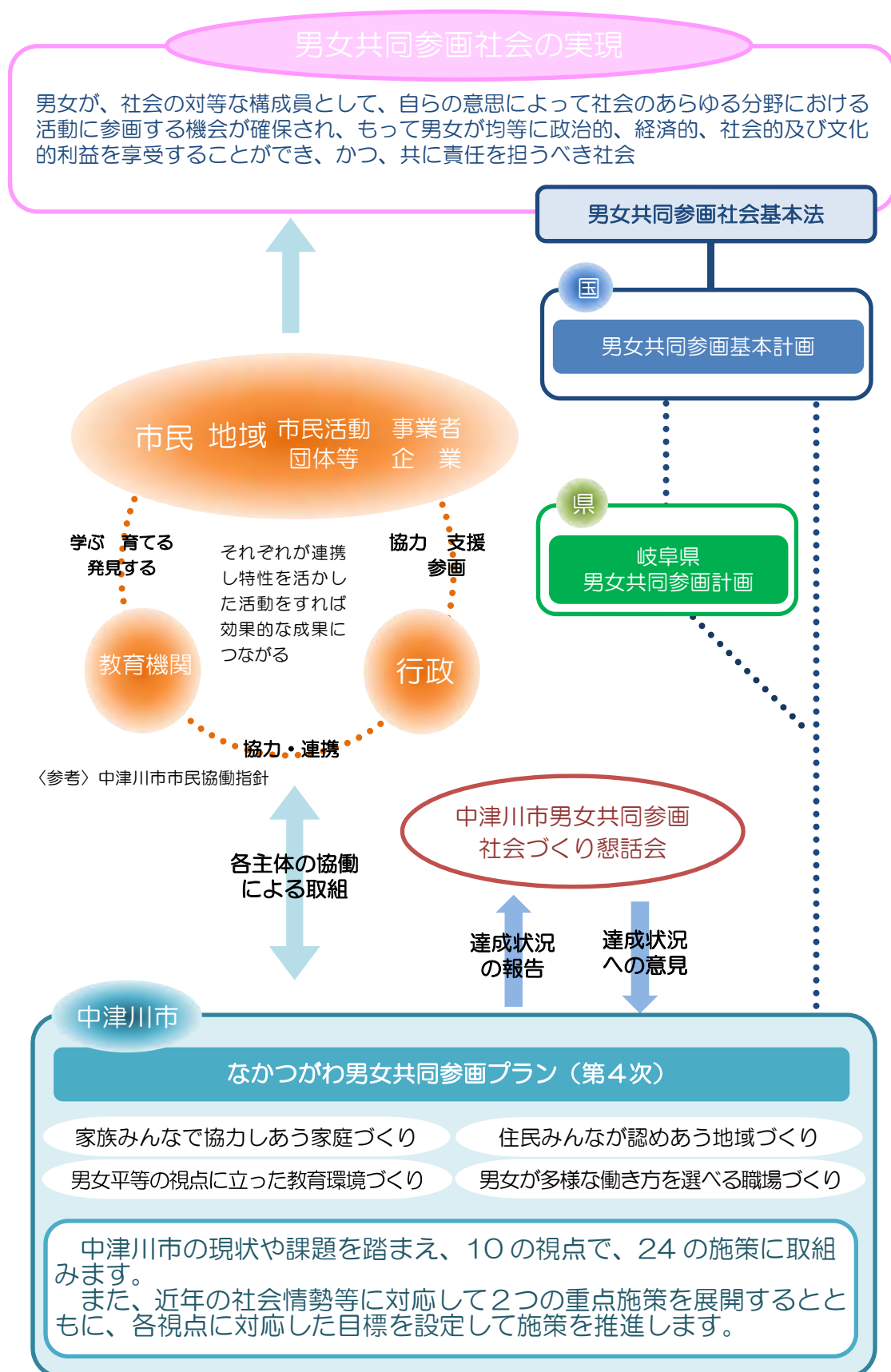
基本目標 1 家族みんなで協力しあう家庭づくり

基本目標 2 住民みんなが認めあう地域づくり

基本目標 3 男女平等の視点に立った教育環境づくり

基本目標 4 男女が多様な働き方を選べる職場づくり

### 3 プラン推進のイメージ



## 4 プランの体系

| 基本理念                                      | 基本目標                     | 基本施策                          | 施策の方向                                                           |
|-------------------------------------------|--------------------------|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| 認めあい、<br>支えあい、<br>まあるいこころ<br>人々がかがやくまち中津川 | 1 家族みんなで協力<br>しあう家庭づくり   | ▼一人ひとりを大切にする意識づくり             | ○「個」を尊重する意識の醸成<br>○DV等の防止及び被害者の支援                               |
|                                           |                          | ▼お互いに協力しあう家族づくり               | ○家庭における男女共同参画意識の醸成<br>○男女がともに担う家事・子育て・介護の意識づくり                  |
|                                           |                          | ▼生涯を通じた健康づくり                  | ○健康づくり意識の啓発<br>○心と体の健康づくりのための支援                                 |
|                                           | 2 住民みんなが認め<br>あう地域づくり    | ▼男女がともにいきいきと活躍できる環境づくり        | ○性別による役割の固定化の解消<br>○男女がともに参加しやすい環境整備                            |
|                                           |                          | ▼地域活動の担い手の育成とネットワークづくり        | ○地域活動の担い手（ボランティア・NPO等）の育成<br>○地域活動団体等への情報提供・交流・活動支援             |
|                                           |                          | ▼人にやさしいまちづくり                  | ○ひとり親家庭等に対する支援<br>○生活困窮者への自立支援                                  |
|                                           | 3 男女平等の視点に<br>立った教育環境づくり | ▼男女共同参画に関する教育・学習の環境づくり        | ○保育・学校・保護者等における学習機会の提供<br>○性と生命を尊重する教育の推進<br>○個の特性や適性に配慮した環境整備  |
|                                           |                          | ▼情報社会に対応できる人づくり               | ○情報モラル（道徳）教育の推進<br>○性差別につながらない表現の意識啓発<br>○メディア利用における人権意識の啓発     |
|                                           | 4 男女が多様な働き<br>方を選べる職場づくり | ▼仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境づくり | ○ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発<br>○職場での男女共同参画意識の啓発<br>○男性にとっての男女共同参画の推進 |
|                                           |                          | ▼男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくり       | ○職業能力の開発と再就職への支援<br>○就労機会の情報提供<br>○農林業や家庭内労働における就労環境の整備         |

## 第4章 4つの基本目標と具体的な取組

### 1 家族みんなで協力しあう家庭づくり

家庭は、人が人格を形成する上で、とても大きな役割を担っています。家庭において、男女共同参画の視点で役割分担等がなされている場合、子どもは自然に男女共同参画の意識を身に付けていきます。

女性が家事や子育て、介護などの多くを担っている現実の中で、家事、子育て、介護などについて、家族を構成する男女がともに協力し合い、支え合うという意識を誰もが自然に持てるよう家庭における男女共同参画を推進します。

#### (1) 一人ひとりを大切にする意識づくり

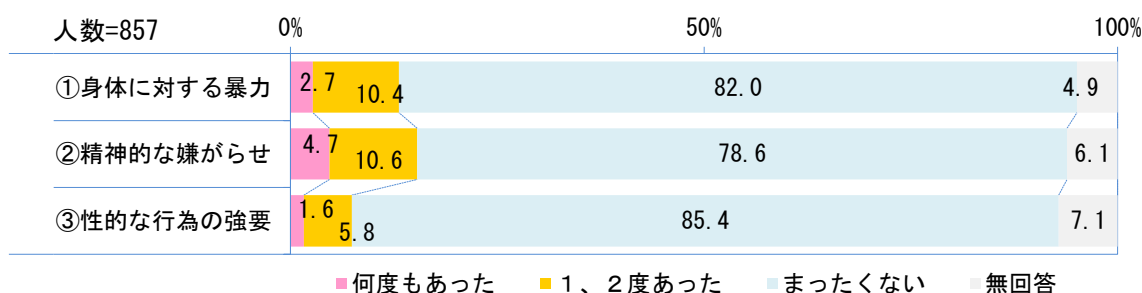
男女共同参画で最も大切なことは、性別や年齢など市民一人ひとりの個性や背景に関わりなく、誰もがその個性を尊重され、能力を発揮できる環境を整えることです。それは誰もが大切にされる社会づくりであり、その基本は家庭にあります。

しかし、市民アンケートの結果によると、ドメスティック・バイオレンス（DV）を受けた経験については、「何度もあった」と「1、2度あった」の合計＜あった＞は、全体では、②精神的な嫌がらせが15.3%、①身体に対する暴力が13.1%、③性的な行為の強要が7.4%となっており、家庭内の暴力被害が解消されていないのが現状です（下記図表参照）。

暴力は犯罪ともなる重大な人権侵害であるという認識や暴力等の被害を受けた場合は、一人で抱え込まず、相談するなどの社会的な認識は依然十分ではありません。

児童、高齢者、障がい者への虐待、いじめなど潜在化しやすい暴力や、セクシュアル・ハラスメント※<sup>3</sup>、パワー・ハラスメント※<sup>4</sup>といったさまざまなハラスメントなど、男女を問わず、すべての市民の存在が蔑ろにされないことがないよう、人と人とのつながり（社会）の原点である家庭において一人ひとりを大切にする意識づくりを進めていきます。

#### ●配偶者、恋人などからDVを受けたことがあるか？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

個人としての人権が尊重され、性別により差別されることなく、その人の個性と能力が十分に発揮できるようにしましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①「個」を尊重する意識の醸成

| 内 容                                                     | 事業名      | 担 当 課     |
|---------------------------------------------------------|----------|-----------|
| ・親の子育て力を高めるため、NP（ノーバディーズパーフェクト）※ <sup>5</sup> 講座を開催します。 | 生涯学習総務事業 | 生涯学習スポーツ課 |

### ②DV等の防止及び被害者の支援

| 内 容                                                     | 事業名            | 担 当 課 |
|---------------------------------------------------------|----------------|-------|
| ・DVやセクシャル・ハラスメント等について、正しい知識の普及を図るため周知に努めます。             | 男女共同参画事業       | 市民協働課 |
| ・女性や子どもへの暴力防止に関する啓発と予防に努めます。                            | 児童福祉総務事業       | 福祉相談室 |
| ・人権に関する啓発を、街頭等でチラシの配布を行い周知に努めます。                        | 岐阜県人権教育・啓発推進事業 | 市民課   |
| ・高齢者等の総合相談、虐待等の権利擁護について対応できる体制を維持します。                   | 高齢者権利擁護事業      | 高齢支援課 |
| ・関係機関と連携し、被害者とその家族等の安全確保と自立にむけた支援を行います。                 | 児童福祉総務事業       | 福祉相談室 |
| ・身近なDV等の相談先として家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談体制を維持し、関係機関と連携して対応します。 | 児童福祉総務事業       | 福祉相談室 |

#### ※<sup>3</sup> セクシャル・ハラスメント

労働や教育など、公的な場における社会関係において、他者を性的対象物におとしめるような行為。特に、労働の場において、女性が望んでいない性的意味合いをもつ行為を、男性が行うこと。

#### ※<sup>4</sup> パワー・ハラスメント

職場などで、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させたりする行為。

#### ※<sup>5</sup> NP（ノーバディーズパーフェクト）

カナダで開発された親育ち支援プログラム。“完璧な親なんていない”という意味で、0～5歳の子どもを親を対象に、参加者が抱えている悩みや関心のある事をグループで話し合いながら自分に合った子育ての仕方を学べるプログラム。

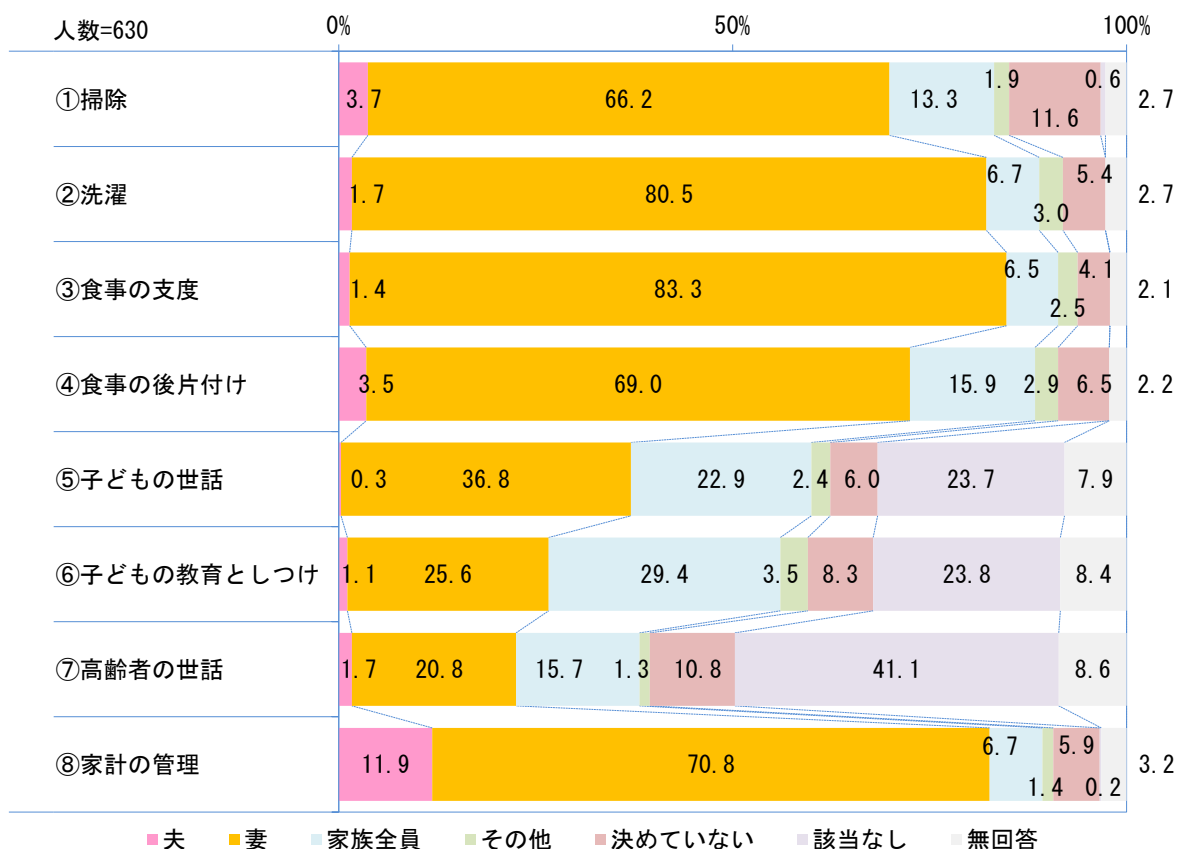
## (2) お互いに協力しあう家族づくり

市民アンケートの結果により、既婚者の家庭における役割分担をみると、①掃除～④食事の後片付けのいわゆる家事・炊事は、いずれも「妻」が圧倒的に高くなっています。⑥子どもの教育としつけは「家族全員」が、⑦高齢者の世話は「該当なし」がそれぞれ最も高くなっているものの、次いで高いのはどちらも「妻」となっており、家庭の仕事は全般的に妻が担っていることがわかります（下記図表参照）。

このように、家庭生活において、家事や子育て、介護などの多くを女性が担っている現実の中で、性別に関わりなく誰もが豊かな人生を送るためには、特に男性が仕事中心のライフスタイルを見直し、家庭生活に参加していくことが求められています。

家事、子育て、介護などについて、男女がともに協力し合い、支え合うという意識の醸成に努めるなど、家庭における男女共同参画を推進します。

### ●家庭での役割分担は？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

**男女が、家事・子育て・介護を分担して行う意識を持ち、お互い協力しましょう。**

**また、幼児期から性別に関わらず、家事などができる生活能力を育みましょう。**



●行政の具体的な取組

①家庭における男女共同参画意識の醸成

| 内 容                                           | 事業名      | 担 当 課 |
|-----------------------------------------------|----------|-------|
| ・男女問わず読み聞かせに取り組めるような養成講座を開催します。（夜の講座・男性向け講座等） | 読書推進事業   | 図書館   |
| ・男女共同参画に関する学習会等を開催し、理解の促進・意識の醸成を図ります。         | 男女共同参画事業 | 市民協働課 |

②男女がともに担う家事・子育て・介護の意識づくり

| 内 容                                | 事業名     | 担 当 課  |
|------------------------------------|---------|--------|
| ・次世代を担う子どもを安心して産み育てられる環境づくりを推進します。 | 母子保健事業  | 健康医療課  |
| ・子育て支援センターを増設し、学習機会等の拡大を図ります。      | 子育て支援事業 | 子育て政策室 |

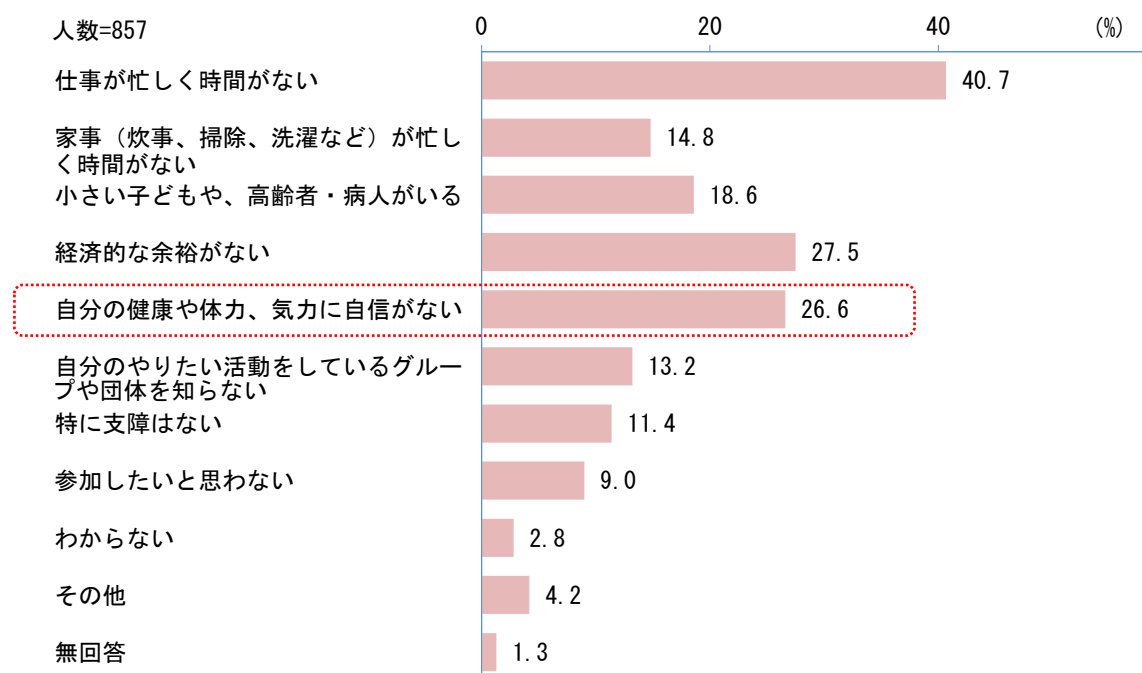


### (3) 生涯を通じた健康づくり

市民アンケートの結果では、地域行事をする際に支障になっていることとして「自分の健康や体力、気力に自信がない」人は、4人に1人以上となっています。男女がともに、職場や家庭でいきいきと暮らし、地域活動に積極的に参加するには、心身ともに健康であることが必要です。そのためには、健康に関する正しい理解、定期的な健診の受診等による疾病の早期発見、早期治療が重要です。現在、本市では「健康なかつがわ21（第二次）」に基づき、予防を重視した生涯にわたる健康づくりを進めています。こうした取組との連携を強化しながら、市民一人ひとりが生涯を通じて生きがいを持ち、健康な生活を送ることができるよう、心と身体の健康づくりの支援の充実を図ります。

また、男女がそれぞれの健康課題に対応できるよう、健康づくりや介護予防についての正しい知識を普及できるよう健康づくりに努めます。

#### ●健康に関連したアンケート内容（地域行事をする際に支障になっていることは？）



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

#### ●国民健康保険の受診率上位10疾病

| 順位  | 疾病分類          | 件数    |       |       | 受診率 (%) |
|-----|---------------|-------|-------|-------|---------|
|     |               | 男     | 女     | 合計    |         |
| 1位  | 循環器系の疾患       | 1,984 | 1,983 | 3,967 | 19.7    |
| 2位  | 歯及び歯の支持組織の疾患  | 1,632 | 2,182 | 3,814 | 18.9    |
| 3位  | 内分泌、栄養及び代謝疾患  | 981   | 1,297 | 2,278 | 11.3    |
| 4位  | 筋骨格系及び結合組織の疾患 | 476   | 791   | 1,267 | 6.3     |
| 5位  | 呼吸器系の疾患       | 599   | 638   | 1,237 | 6.1     |
| 6位  | 眼及び付属器の疾患     | 378   | 693   | 1,071 | 5.3     |
| 7位  | 新生物           | 406   | 300   | 706   | 3.5     |
| 8位  | 精神及び行動の障害     | 264   | 284   | 548   | 2.7     |
| 9位  | 皮膚及び皮下組織の疾患   | 243   | 297   | 540   | 2.7     |
| 10位 | 消化器系の疾患       | 199   | 291   | 490   | 2.4     |

資料：岐阜県疾病分類別統計表（平成25年5月診療分）

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

男性と女性が互いに身体的特徴に関して理解を深め、生涯にわたり心身の健康を維持できるよう、趣味や特技で生きがいをつくきましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①健康づくり意識の啓発

| 内 容                                                  | 事業名          | 担 当 課     |
|------------------------------------------------------|--------------|-----------|
| ・ライフステージごとの健康に関する生活習慣の改善を図ります。                       | 8万人のヘルスアップ事業 | 健康医療課     |
| ・高齢者の健康増進及び教養の向上、生きがいづくり、ボランティア活動・介護予防・サークル活動を推進します。 | 高齢者活動推進事業    | 高齢支援課     |
| ・一市民1スポーツを推進します。                                     | スポーツ政策事業     | 生涯学習スポーツ課 |

### ②心と身体の健康づくりのための支援

| 内 容                                       | 事業名       | 担 当 課   |
|-------------------------------------------|-----------|---------|
| ・老人クラブ活動を通じて高齢者の健康づくりや生きがいづくり、文化活動を推進します。 | 高齢者活動推進事業 | 高齢支援課   |
| ・がん検診受診率の向上を図ります。                         | 健康診断推進事業  | 健康医療課   |
| ・特定健診及び指導対象者の継続受診の受診率向上に取り組めます。           | 特定健診事業    | 国民健康保険課 |
| ・特定健診の受診率の向上を図ります。                        | 特定健診事業    | 国民健康保険課 |
| ・生活習慣病の発症や重症化予防を行います。                     | 特定健診事業    | 国民健康保険課 |
| ・生活習慣病の発症や重症化を予防するため保健指導を実施します。           | 後期高齢者保健事業 | 国民健康保険課 |
| ・歯肉の状態や口腔清掃のチェックを行います。                    | 後期高齢者保健事業 | 国民健康保険課 |

## 2 住民みんなが認めあう地域づくり

地域における男女共同参画の取組は、男女共同参画社会の実現に向けて重要な位置づけとなります。地域は、さまざまな年齢や立場の人とふれあうことにより、社会性や公共性を得ることのできる“場”であり、地域が抱える多様な問題・課題を解決するには、地域住民同士のつながりが大切です。

市民一人ひとりが仕事と家庭生活はもとより、地域社会の一員としての自覚を持って、さまざまな活動に参画していくことが重要です。そのためには、住民が地域活動に参画するきっかけづくりと、住民同士の理解や活動の場が求められます。性別に関わらず、自治会やボランティアなどの活動の活性化を通して、地域における男女共同参画を推進します。

また、防災・減災対策においては、女性の視点を取り入れることが重要視されています。このため、女性の意見を取り入れた地域に根ざした防災・減災対策を進めます。

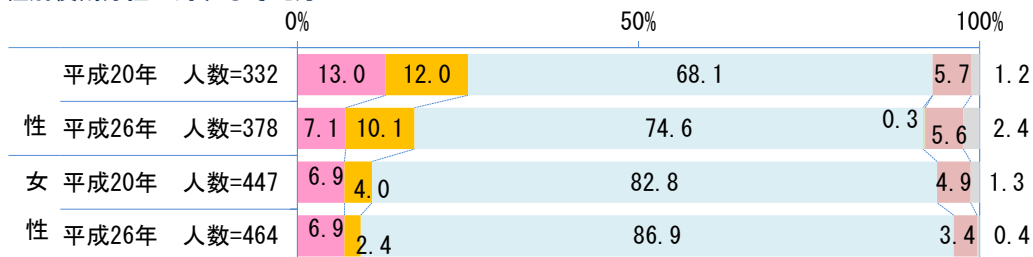
### (1) 男女がともにいきいきと活躍できる環境づくり

「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」など性別により男女の役割を固定化することは、市民一人ひとりが持っている多様な個性や能力を発揮する機会の妨げとなります。

性別役割分担に対する考え方について市民アンケートの結果をみると、「男女とも仕事をし、家事・子育て・介護の役割も分かち合う」は、男性の74.6%、女性の86.9%を占めており、前回調査結果と比較して、男女平等に負担し合う意識が高まっています。しかし、男性の10%以上が「男女とも仕事をするが、家事・子育て・介護は女性の役割である」と回答しており、女性の役割は家庭が中心という考え方も少なくないことがわかります（下記図表参照）。

今後、男女共同参画の視点に立った社会通念・慣行の普及啓発を進め、男女共同参画に関する学習機会の提供や、男女の自立を支える生活能力の向上に向けた支援などを長期的かつ継続的に進めていきます。

#### ●性別役割分担に対する考え方は？



■「男は仕事、女は家庭」がよい

■男女とも仕事をするが、家事・子育て・介護は女性の役割である

■男女とも仕事をし、家事・子育て・介護の役割も分かち合う

■「女は仕事、男は家庭」がよい

■その他

■無回答

資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

地域社会の一員として、地域の課題や魅力に関心を持ち、男女がともに考え・役割を分かち合いながら、誰もが暮らしやすく、いきいきと活躍できる地域づくりに取り組みましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①性別による役割の固定化の解消

| 内 容                                              | 事業名      | 担 当 課 |
|--------------------------------------------------|----------|-------|
| ・性別による役割分担意識解消が進むよう、広報紙、ホームページ等での情報提供や意識啓発を行います。 | 男女共同参画事業 | 市民協働課 |
| ・審議会・委員会等の女性委員比率が30%以上となるよう取り組みます。               | —        | 行政管理課 |

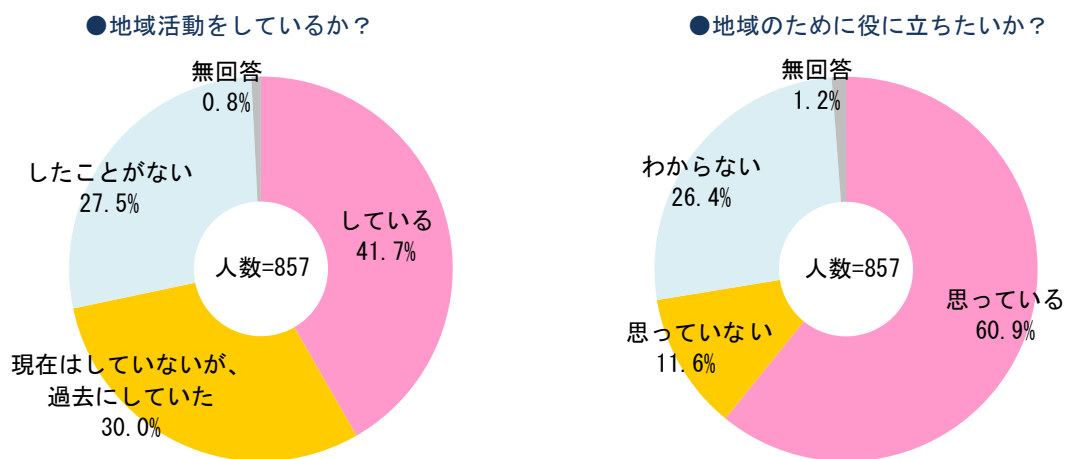
### ②男女がともに参画しやすい環境整備

| 内 容                                                 | 事業名      | 担 当 課     |
|-----------------------------------------------------|----------|-----------|
| ・保護者への子育てに関する助言や子育てに関する事業の企画・推進ができる人材を育成します。        | 生涯学習総務事業 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・すべての子どもを対象に、地域の方との交流を通じて様々な体験ができるよう放課後子ども教室を開催します。 | 生涯学習総務事業 | 生涯学習スポーツ課 |

## (2) 地域活動の担い手の育成とネットワークづくり

市民アンケートの結果によると、現在、地域活動をしている人は41.7%ですが、地域のために役に立ちたいと思っている人は60.9%となっています。多くの市民が地域の課題を解決するために住民主体の活動が必要であると感じながらも、自らの活動や行動につながっていないのが現状です（下記図表参照）。

性別を問わず誰もが持てる力を、地域のために最大限発揮できるよう、市民が地域活動に参画するきっかけづくりと、住民同士の交流の場づくりが必要です。自治会やボランティアなどの活動を通じて、地域住民同士のつながりを深められる環境づくりを支援していきます。



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

**地域をより良くするために、男女がともに身近なところから地域活動に参加し、特技や経験を活かしましょう。**

**また、交流の場などに積極的に参加し、つながりを深め、活躍の場を広げましょう。**



## ●行政の具体的な取組

### ①地域活動の担い手（ボランティア・NPO等）の育成

| 内 容                                                           | 事業名              | 担 当 課     |
|---------------------------------------------------------------|------------------|-----------|
| ・地域課題に取り組む団体を育成、支援します。                                        | がんばる地域サポート事業     | 市民協働課     |
| ・社会福祉協議会との連携により、誰もが気軽にボランティアに参加できるよう、情報提供、活動に関する相談、学習会等を行います。 | 市民協働推進事業         | 市民協働課     |
| ・地域住民主体の活動が活発に行われるよう、文化スポーツ部と連携し、地域づくり講座や学習会等の開催などの支援を行います。   | 市民協働推進事業         | 市民協働課     |
| ・地域づくりへの関心をたかめ、地域づくりの意識を醸成します。                                | 地域活性化推進事業        | 定住推進課     |
| ・地域安全ボランティア団体の後継者の育成を図ります。                                    | 生活安全対策事業         | 防災安全課     |
| ・認知症予防、家族支援を目的とした認知症地域支援推進員を設置します。                            | 認知症みまもりのわ事業      | 高齢支援課     |
| ・認知症を理解し、地域で認知症の方を支える認知症サポーターの養成講座を開催します。                     | 認知症みまもりのわ事業      | 高齢支援課     |
| ・公民館講座を充実し、学習の成果を地域等で活かせるよう支援します。                             | 公民館総務事業          | 生涯学習スポーツ課 |
| ・地域の課題を自ら解決できるような人材を育成します。                                    | 公民館を拠点とした地域づくり事業 | 生涯学習スポーツ課 |
| ・無形民俗文化財を保存継承するとともに市内外への魅力発信を行います。                            | 文化財保護事業          | 文化振興課     |

| 内 容                                | 事業名        | 担 当 課 |
|------------------------------------|------------|-------|
| ・ 青色防犯パトロールの推進及び実施します。             | 生活安全対策事業   | 防災安全課 |
| ・ 市民の防災に対する意識の向上を図ります。             | 自主防災組織育成事業 | 防災安全課 |
| ・ 防災士の育成を促進します。                    | 自主防災組織育成事業 | 防災安全課 |
| ・ 自然環境の保全活動・調査活動・環境学習・イベント等を開催します。 | 環境管理事業     | 環境政策課 |
| ・ 地域の団体等と協力し、住民参加による森林づくり活動を開催します。 | 林業総務事業     | 林業振興課 |





## ②地域活動団体等への情報提供・交流・活動支援

| 内 容                                            | 事業名                                  | 担 当 課 |
|------------------------------------------------|--------------------------------------|-------|
| ・自然環境の保全活動・調査活動・環境学習・イベント等を開催します。【再掲】          | 環境管理事業                               | 環境政策課 |
| ・地域活動に学生が関わる取組を促進します。                          | 市民協働推進事業                             | 市民協働課 |
| ・女性が主体となって活動する団体同士が情報交換等できる場の提供を行い、つながりを強化します。 | 市民協働推進事業<br>男女共同参画事業                 | 市民協働課 |
| ・男女がともに活発に活動している地域の事例を紹介します。                   | 市民協働推進事業<br>男女共同参画事業<br>がんばる地域サポート事業 | 市民協働課 |
| ・要支援者等向けに地域資源を活用した新たなサービスについて検討、実施をめざします。      | 介護予防・日常生活支援総合事業                      | 高齢支援課 |



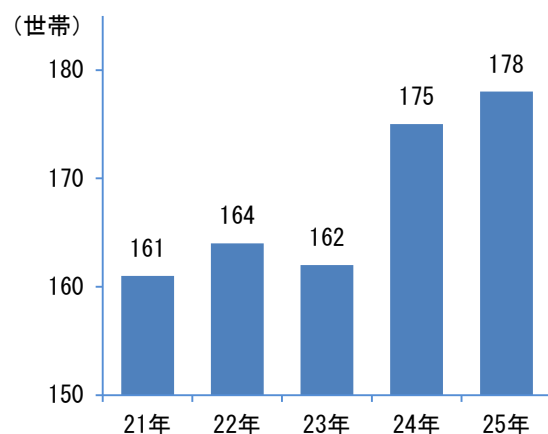
### (3) 人にやさしいまちづくり

全国的に、ひとり親世帯の増加、雇用・就業構造の変化などにより、貧困など生活上の困難に直面する人が、性別、年齢を問わず増えています。本市においても例外ではなく、ひとり親家庭や生活保護世帯は年々増加の傾向にあります。

性別はもとより、年齢、障がいの有無、家庭の事情などに関わらず、誰もが安心して、住み慣れた地域、この中津川市で暮らせることは、すべての市民の願いであり、男女共同参画プランの目標でもあります。

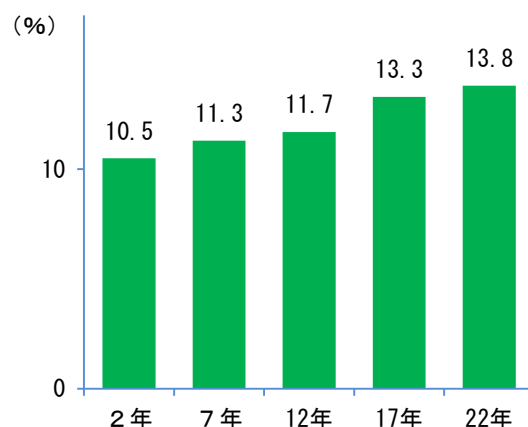
このため、生活困窮者等が社会から取り残されないよう支援するとともに、生活上の困難に直面しやすいひとり親世帯に対する支援を充実していきます。

●生活保護世帯の推移



資料：障害援護課

●核家族世帯に占めるひとり親の割合



資料：国勢調査

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

さまざまな家庭環境等があることを理解し、誰もが住みなれた地域で、その人らしく安心して健やかに暮らせるまちをつくりましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①ひとり親家庭等に対する支援

| 内 容                                          | 事業名         | 担 当 課 |
|----------------------------------------------|-------------|-------|
| ・ひとり親世帯が安定した収入を得て自立するための支援を行います。             | 児童福祉総務事業    | 福祉相談室 |
| ・家庭児童相談、ひとり親家庭に関する相談体制を維持します。【再掲】            | 児童福祉総務事業    | 福祉相談室 |
| ・ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の自己負担分（保険診療分）を助成します。 | ひとり親医療費助成事業 | 障害援護課 |

### ②生活困窮者への自立支援

| 内 容                                      | 事業名            | 担 当 課 |
|------------------------------------------|----------------|-------|
| ・障がい者が自立した生活を送るために、必要なサービスをきめ細かく行います。    | 地域生活支援事業（障がい者） | 障害援護課 |
| ・子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子育てができる少子化対策を実行します。 | 乳幼児等医療費助成事業    | 障害援護課 |
| ・生活困窮者（生活保護に至る前の方）に対し、必要な支援を行います。        | 生活困窮者自立支援事業    | 障害援護課 |

### 3 男女平等の視点に立った教育環境づくり

学校教育は、人の意識形成や価値観に大きな影響を及ぼします。

学校教育の場において、一人ひとりの個性や適性が尊重され、性別役割分担意識に対する正しい認識が醸成されるよう、男女平等、人権尊重の視点に立った教育を推進します。

また、社会教育の場にあっても男女共同参画の意識を高め、男女がともに能力を発揮できるような学習環境を整えます。

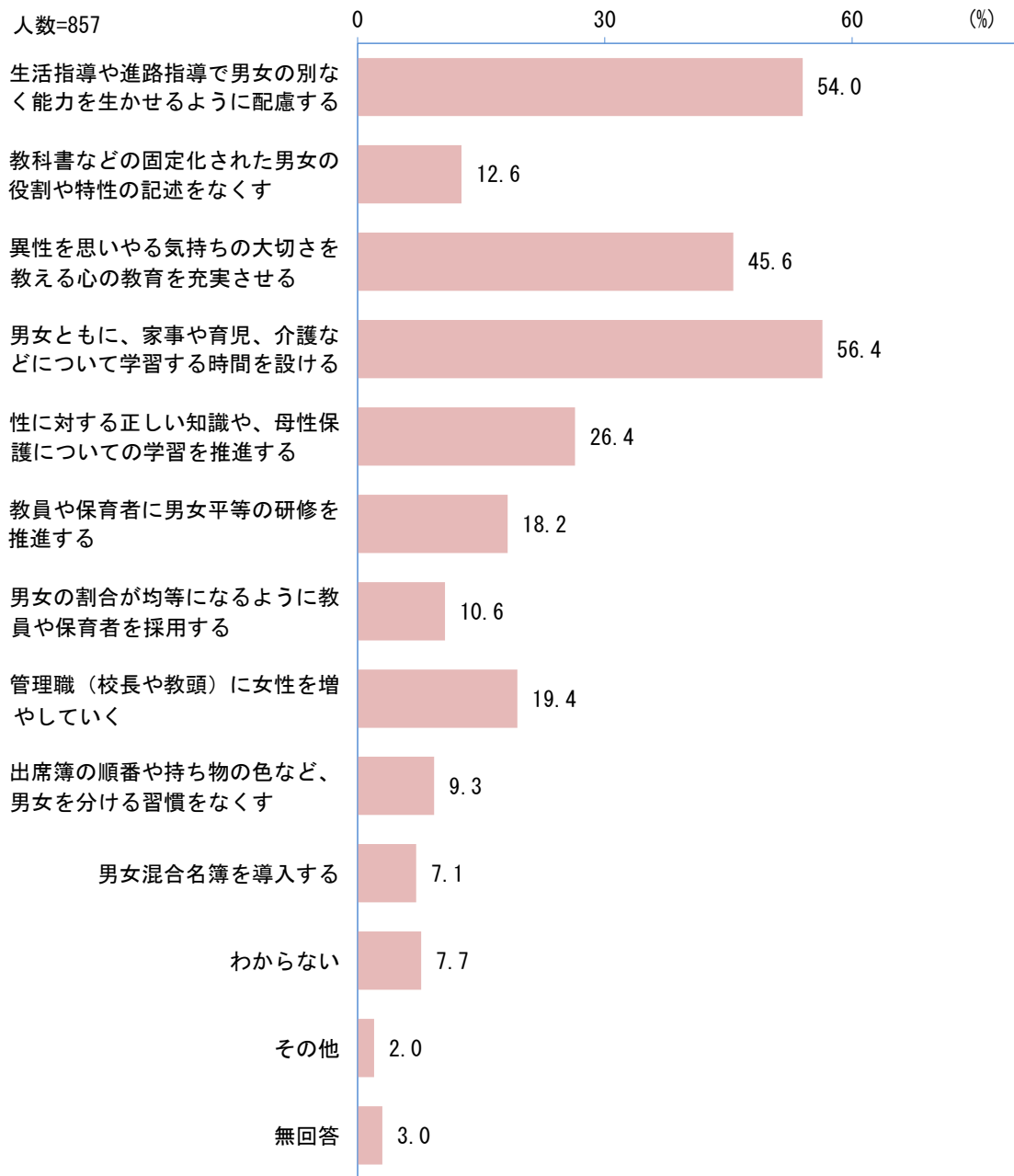
#### (1) 男女共同参画に関する教育・学習の環境づくり

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、人権尊重を基盤とした男女平等の意識を形成、促進する基礎として、教育の果たす役割は大きく、学校はもとより、家庭、地域、職場などのあらゆる分野において、相互の連携を図りつつ、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることが重要です。

市民アンケートの結果によると、男女平等意識を育てるために学校教育で力を入れることとしては、「男女ともに、家事や育児、介護などについて学習する時間を設ける」と「生活指導や進路指導で男女の別なく能力を生かせるように配慮する」の2項目が50%超と高くなっています（次頁図表参照）。

男女平等を基本にした教育を推進していくためには、学校や地域において教育に携わる人が、男女共同参画の視点に立って教育を行うことが重要であるため、教育・保育に携わる人に対する男女平等意識の啓発を推進します。また、次代を担う子どもたちが性別に関わらず、多様な選択ができるよう、それぞれのライフスタイルに応じた学習機会を設けていきます。

●男女平等意識を育てるために学校教育で力を入れるべきことは？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

社会の変化などにしなやかに対応でき、自分の価値観をはっきり持ち、多様な選択ができる人を育てましょう。

また、そのためのさまざまな学習機会へ積極的に参加しましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①保育・学校・保護者等における学習機会の提供

| 内 容                                                               | 事業名       | 担 当 課          |
|-------------------------------------------------------------------|-----------|----------------|
| ・目的を持って文章を読んだり、考え等を書いたりする学習活動を位置づけたり、知識・技能を確実に習得し活用したりする時間を確保します。 | 子ども自立援助事業 | 教育研修所          |
| ・社会人として自立できる学力を身につける指導体制づくりと研修の充実を図ります。                           | 学力向上支援事業  | 学校教育課<br>教育研修所 |
| ・保護者が家庭教育について学ぶ、学校で行われる家庭教育講座を支援します。                              | 生涯学習総務事業  | 生涯学習スポーツ課      |
| ・小学生を対象とした『夢の教室』実施します。                                            | こどもの夢推進事業 | 生涯学習スポーツ課      |

### ②性と生命を尊重する教育の推進

| 内 容                                                               | 事業名              | 担 当 課 |
|-------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| ・園や学校で命の尊さと大切さを意識させ、自他の存在価値を理解し、互いの人権を尊重し合い、目標を持って積極的に生きる姿勢を育みます。 | 中津川市の未来を担う人材育成事業 | 学校教育課 |

### ③個の特性や適性に配慮した環境整備

| 内 容                                                                                  | 事業名       | 担 当 課 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| ・子どもが安心して学校生活を送ることができるよう教育相談週間を実施します。個別の指導計画や教育支援計画をつくりユニバーサルデザインを意識した授業や環境づくりを進めます。 | 子ども自立援助事業 | 教育研修所 |

| 内 容                                                                                                                | 事業名              | 担 当 課     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>心理カウンセラーの配置、メンタルフレンド※6、個別相談アシスタントの派遣を行い、個々の状況にあわせてきめ細やかな支援を行います。</li> </ul> | 子ども自立援助事業        | 教育研修所     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>科学への興味関心を高めるとともに未来を担う青少年育成のため、岐阜サマー・サイエンス・スクール（GSSS）を開催します。</li> </ul>      | 中津川市の未来を担う人材育成事業 | 学校教育課     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>『子ども金メダル』の市内対象事業の増加を図ります。</li> </ul>                                        | こどもの夢推進事業        | 生涯学習スポーツ課 |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>心理士等専門スタッフが園や学校を訪問し、子ども一人ひとりに応じた保育や教育の具体的な手立てを関係者と一緒に考えます。</li> </ul>       | 子ども相談・支援事業       | 発達相談室     |

※6 メンタルフレンド

さまざまな問題をかかえていながら、身近な友だちや両親などに相談することが苦手だったり、うまく解決ができないでいる人たちの心の支えとなって支援していく人。



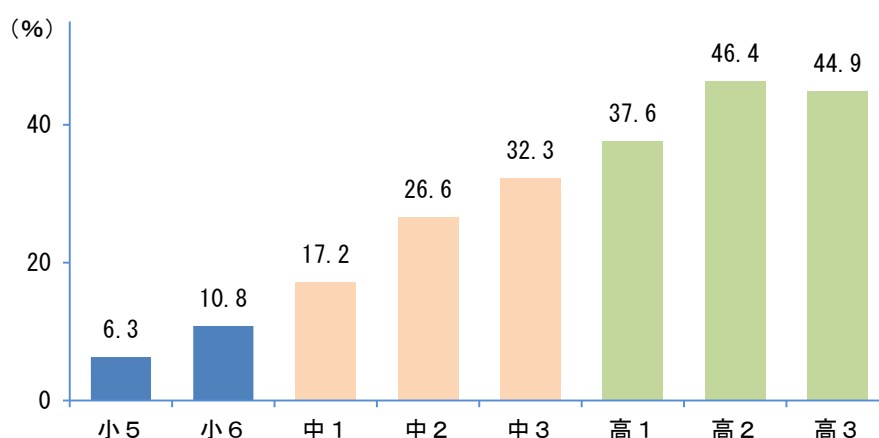
## (2) 情報社会に対応できる人づくり

高度に発達した情報社会の中で、メディア（情報媒体）の多様化が進み、特にSNS<sup>※7</sup>などにおいては、情報発信の容易さなどから、個人への誹謗中傷、プライバシーに関する情報の無断掲示など人権侵害につながる行為が問題となっています。

2012年度に岐阜県教育委員会が県内の公立学校の生徒を対象に実施した調査によると、インターネットや携帯電話の掲示板に書き込みをしたことがある生徒は、高校生では40%前後となっています（下記図表参照）。

多様化したメディアからの情報を、取捨選択して活用できる能力と、メディアを使って表現する能力を身につけ、社会や生活に及ぼす影響を理解し活用できる能力の育成に努めていきます。

### ●インターネットや携帯電話の掲示板に書き込みをしたことがあるか？



資料：2012年度情報モラル調査（岐阜県教育委員会）

#### ※7 SNS

インターネット上で、嗜好、居住地域、出身校、あるいは“友だちの友だち”といったつながりを通じて新たな人間関係を構築するサービス。Twitter、Facebook、LINEなどが知られている。Social Networking Serviceの略。

## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

インターネットなどで起こり得る人権侵害について理解を深め、ルールやモラルを守って利用し、必要な情報を上手に活用できるようにしましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①情報モラル（道徳）教育の推進

| 内 容                                                    | 事業名              | 担 当 課 |
|--------------------------------------------------------|------------------|-------|
| ・子どもたちが、かしこく正しく使いこなせるための学びと、家庭が責任を持って管理していける約束作りを進めます。 | 中津川市の未来を担う人材育成事業 | 学校教育課 |

### ②性差別につながらない表現の意識啓発

| 内 容                                                                   | 事業名              | 担 当 課 |
|-----------------------------------------------------------------------|------------------|-------|
| ・園や学校で命の尊さと大切さを意識させ、自他の存在価値を理解し、互いの人権を尊重し合い、目標を持って積極的に生きる姿勢を育みます。【再掲】 | 中津川市の未来を担う人材育成事業 | 学校教育課 |

### ③メディア利用における人権意識の啓発

| 内 容                       | 事業名       | 担 当 課 |
|---------------------------|-----------|-------|
| ・男女共同参画に関する資料・書籍の収集に努めます。 | 図書館資料管理事業 | 図書館   |

## 4 男女が多様な働き方を選べる職場づくり

職場は、生きるための糧を得る場であり、自己実現を図るための大切な場です。そして、とても長い時間を過ごす場でもあります。「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスをとって、市民一人ひとりが充実した生活を送ることが求められています。

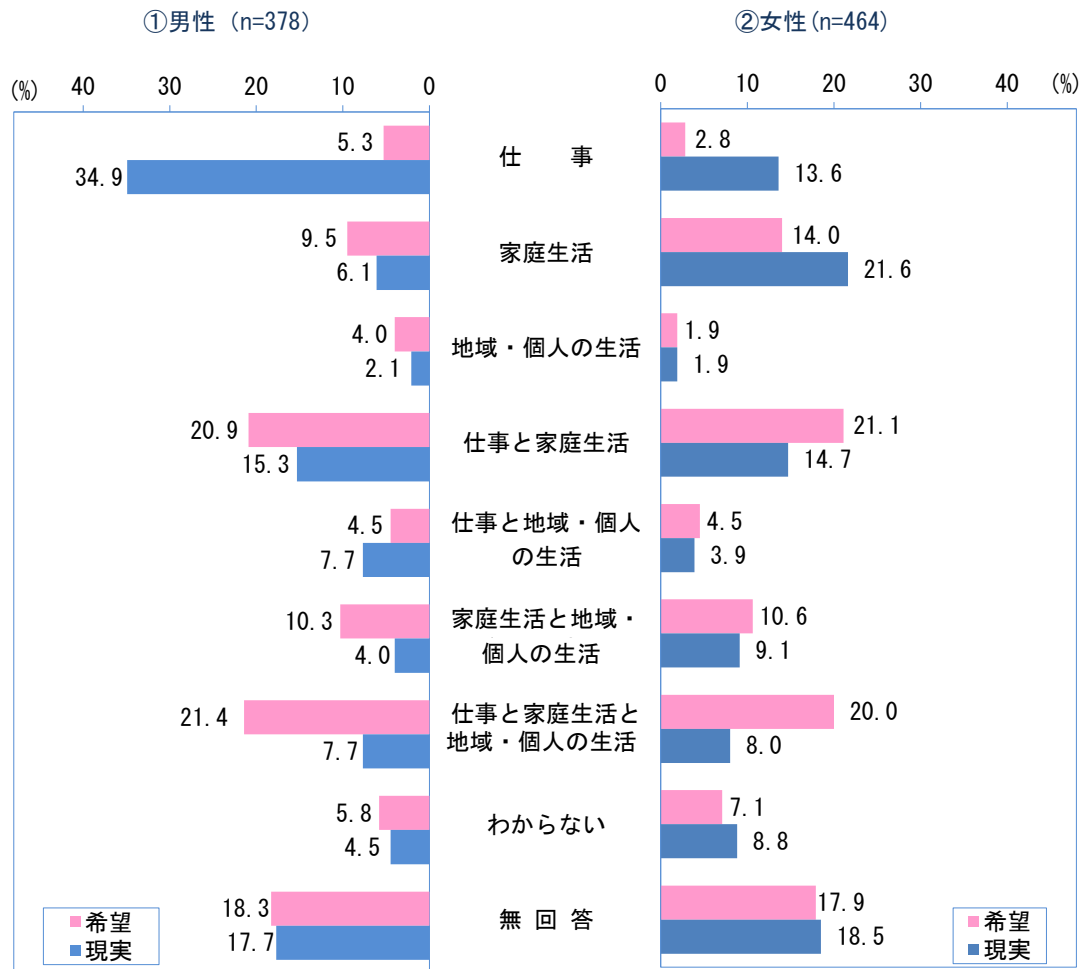
充実した生活は、個人を成長させ、社会全体にも活力を与えます。単に「仕事を抑制し私生活を優先する」のではなく生産性を高めつつ、男女で効率よく働き、ともに家庭や地域に責任を持つ仕組みが形成されるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を前提に、男性も女性も働きやすく、働き続けやすい環境づくりを支援します。

### (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境づくり

生活の中での優先順位について市民アンケートの結果をみると、男性は、本人の希望に反し「仕事」を優先せざるを得ない人が約30%であることや、もっと「家庭生活」や「地域・個人の生活」と両立させたいと考える人が多いことがわかります。女性は、「家庭生活」の希望が現実を下回っており、女性の就業についての考え方を問う設問において就業を希望している人が多いことから、「仕事」を通じてより社会に進出したという潜在的な希望のあることがわかります。今後の生産年齢人口の減少を考慮すると、女性の社会参画を原動力とした経済活動を進めることが大切になってきます（次頁図表参照）。

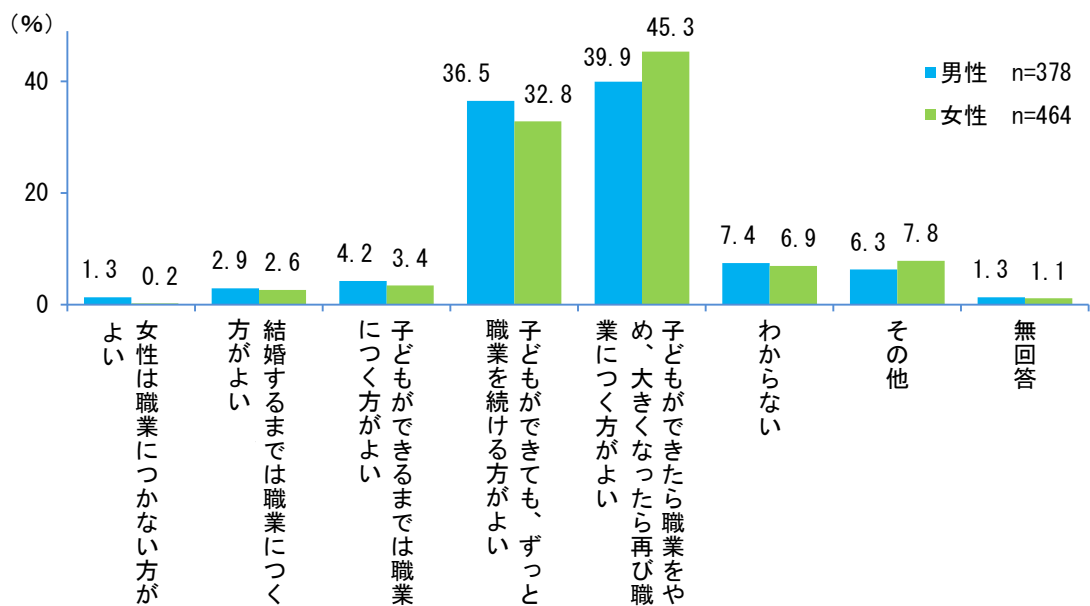
仕事と生活のバランスをとって充実した生活を送ることは、個人にとっても、社会にとっても有益です。長期的な展望に立って、男女がともに仕事と子育て、介護や地域活動を担い、生涯を通じて充実した生活を送ることができるよう、仕事と生活の調和に関する啓発を進めていきます。

●生活の中での優先順位は？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

●女性が職業に就くことについては？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

仕事・家庭生活・地域活動・個々の生きがい  
など、バランスのとれたライフスタイルを築き  
ましょう。



●行政の具体的な取組

①ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発

| 内 容                              | 事業名      | 担 当 課     |
|----------------------------------|----------|-----------|
| ・市内企業を対象にワーク・ライフ・バランスセミナーを開催します。 | 生涯学習総務事業 | 生涯学習スポーツ課 |

②職場での男女共同参画意識の啓発

③男性にとっての男女共同参画の推進

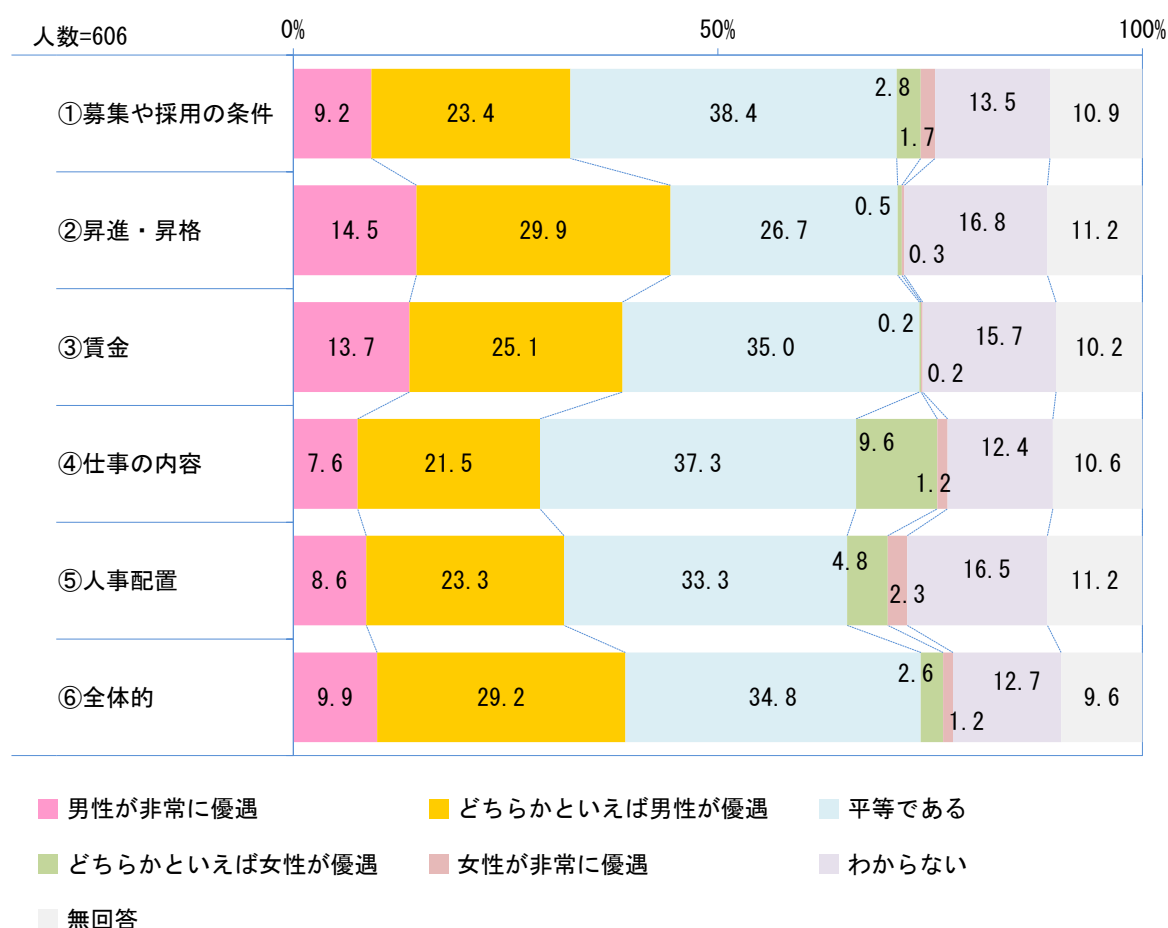
| 内 容                                       | 事業名      | 担 当 課 |
|-------------------------------------------|----------|-------|
| ・男女共同参画に関する学習会等を開催し、理解の促進・意識の醸成を図ります。【再掲】 | 男女共同参画事業 | 市民協働課 |

## (2) 男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくり

市民アンケートの結果により、職場での男女平等についてみると、①募集や採用の条件、④仕事内容、③賃金などは「平等である」が比較的高くなっていますが、②昇進・昇格ではく男性優遇>（「男性が非常に優遇」＋「どちらかといえば男性が優遇」）が44.4%と非常に高く、他の項目も概ね30%を超えているのが現状です（下記・次頁図表参照）。

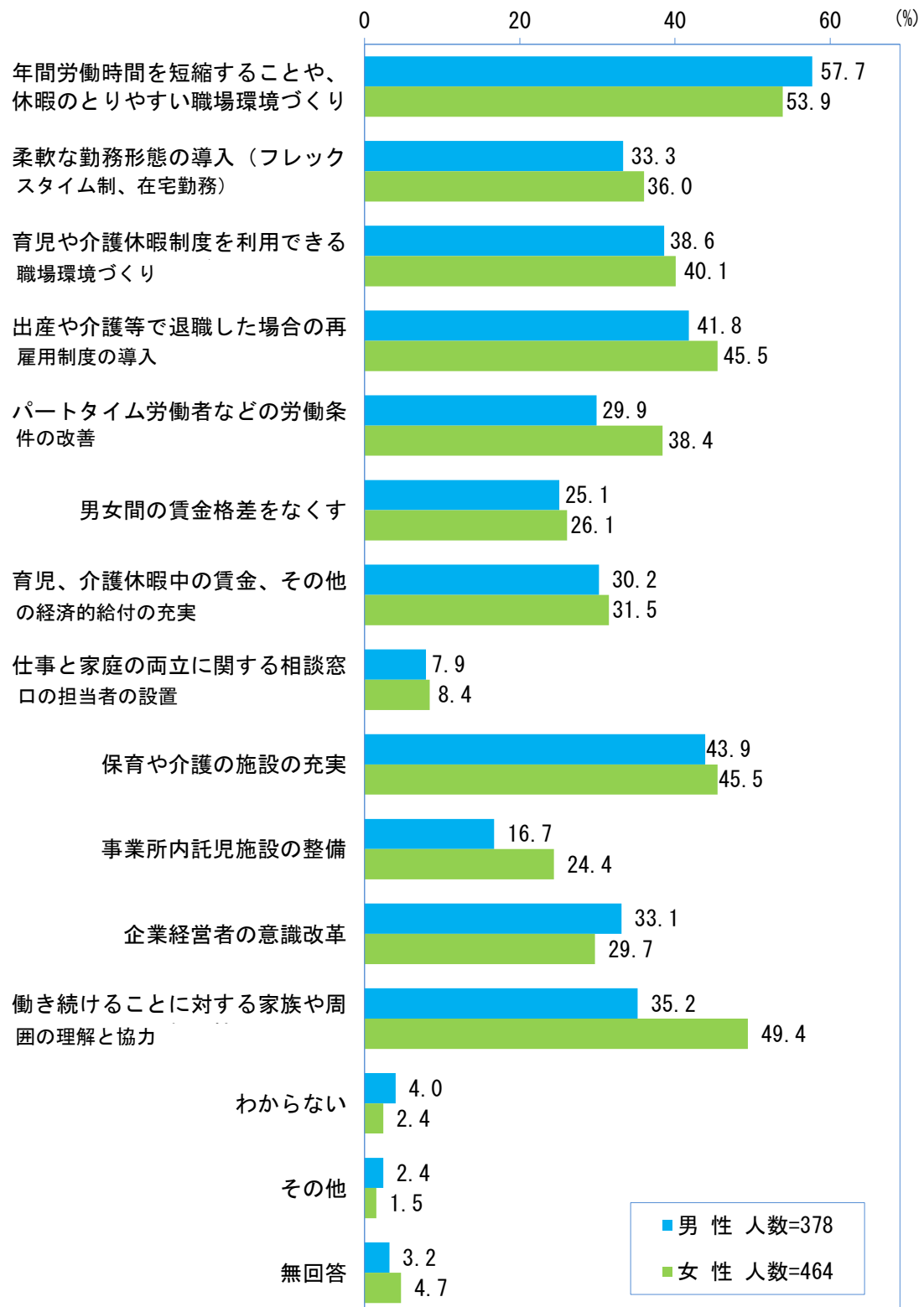
就労の場における労働条件の男女格差を解消し、女性の能力活用を促進するために、雇用者および労働者に対する情報提供・研修の開催等を推進します。また、地域経済の活性化にもつながるよう、女性の経済的自立を促進する支援の充実を図ります。

### ●職場での男女平等は？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

●仕事と家庭を両立する場合に必要な条件整備は？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）



## ●行政・市民・地域・職場がともに取り組むこと

社会で役立つ、人に役立つよう、自らの能力向上に努め、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる、働きやすい職場づくりに取り組みましょう。



## ●行政の具体的な取組

### ①職業能力の開発と再就職への支援

| 内 容                                                        | 事業名                | 担 当 課  |
|------------------------------------------------------------|--------------------|--------|
| ・ワーカーサポートセンター※8による再就職者等のための各種セミナーを開催します。                   | 雇用対策事業             | 工業振興課  |
| ・シルバー人材センターの運営を支援し、高齢者の経験を生かした就労を確保します。                    | 高齢者活動推進事業          | 高齢支援課  |
| ・保育の受入体制を充実します。                                            | 法人保育所事業<br>公立保育所事業 | 幼児教育課  |
| ・共働き家庭の児童を対象として、放課後などに家庭に代わる生活の場を提供し、児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。 | 放課後児童クラブ運営事業       | 子育て政策室 |
| ・ファミリー・サポート・センター事業の業務内容の充実を図ります。                           | 子育て支援事業            | 子育て政策室 |
| ・ワーカーサポートセンターによる無料職業紹介や各種相談を行います。                          | 雇用対策事業             | 工業振興課  |

### ②就労機会の情報提供

| 内 容                                   | 事業名    | 担 当 課 |
|---------------------------------------|--------|-------|
| ・ワーカーサポートセンターによる無料職業紹介や各種相談を行います。【再掲】 | 雇用対策事業 | 工業振興課 |

### ③農林業や家庭内労働における就労環境の整備

| 内 容                                     | 事業名        | 担 当 課 |
|-----------------------------------------|------------|-------|
| ・農業に関心をもってもらうことや就農促進のため、就農支援セミナーを開催します。 | 農地・担い手対策事業 | 農業振興課 |

※8 ワーカーサポートセンター

中津川市勤労者総合支援センターの愛称。行政による勤労者のための相談支援センターのこと。

# 第5章 プランを推進するために

## 1 重点施策

本プランは、中津川市における男女共同参画社会の実現をめざすものであり、多様で多岐にわたる取組を推進しなければなりません。第4章に掲げた取組を推進していくとともに、多くの課題の解決に共通する次の2つの取組を重点施策として位置づけて、具体的に事業の展開を図っていきます。

### (1) 女性の活躍による地域活性化

地域活動の課題として、地域を担う人材（リーダー）の不足、担い手の固定化、高齢化、減少化などがあります。

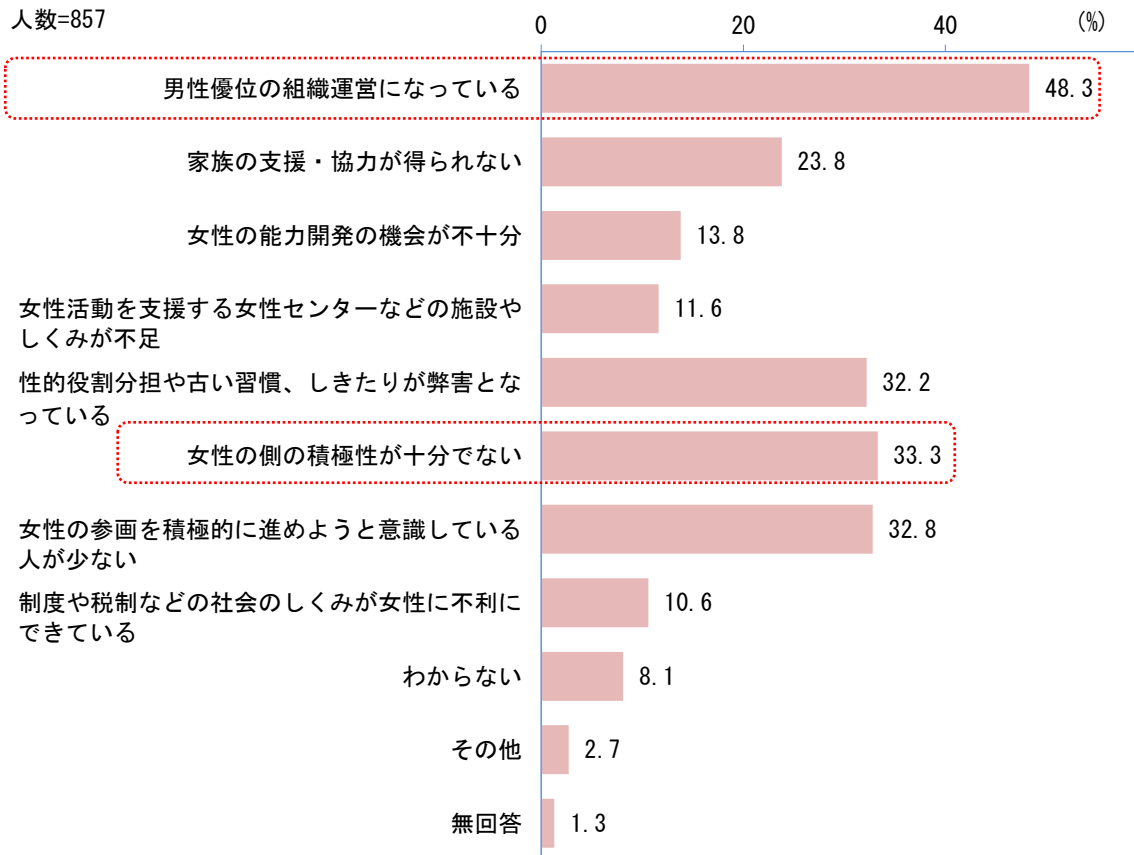
住んでいる地域のために役に立ちたいと思っている人は、市民アンケート調査で60.9%と高い結果でした（24頁参照）。しかし、地域に貢献したいと思っても、きっかけがない、時間がないなどの理由で参加できていない市民が多いこともわかりました。

また、2014年（平成26年）6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」では、女性の力を「我が国最大の潜在力」として成長戦略の中核に位置付け、女性の力を最大限発揮すれば、家庭や地域の価値を大切にしつつ社会全体に活力を与えることにもつながるとしています。しかし、市民アンケート結果によると、企画・方針決定過程への女性の参画が少ない理由として「男性優位の組織運営になっている」や「女性側の積極性が十分でない」を多くの人があげており、女性が十分に活躍できる場が整っている、女性の積極性がある人が多いとはいえないのが現状です。

そこで、特技、経験、趣味等ジャンルを問わず、活動している、活動したい女性の人材発掘に努め、女性がもっている潜在能力やアイデアを地域に活かせるよう、ニーズに合わせた学習機会の提供を行い、女性の意識改革に取り組めます。また、他の活動団体などとのつながりを深め、情報交換、情報共有ができる場の提供を行います。

| 項 目                   | 現状<br>2014年度 | 最終目標年度<br>2026年度 |
|-----------------------|--------------|------------------|
| がんばる地域サポート事業に取組む女性団体数 | 15団体         | 25団体             |

●企画や方針決定過程に女性の参画が少ない理由は？



資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

## (2) 男性にとっての男女共同参画

市民アンケートの結果をみると、特に男性は、本人の希望に反し生活の中で「仕事」を優先せざるを得ない人多く、もっと「家庭生活」や「地域・個人の生活」と両立させたいと考える人が多いことがわかります（37頁参照）。

しかし、育児（子どもの世話）や介護（高齢者の世話）については、男性があまり担っていないのが現実です。

こうした背景には、男性の長時間労働がひとつの要因と考えられています。

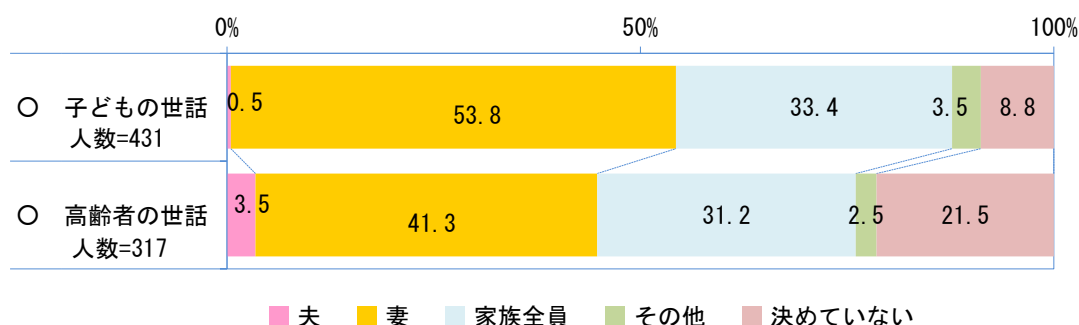
近年、介護や看護を理由に離職した人は、男女とも増加傾向にあるとともに、男性が約2割を占めるなど男性自身の課題にもなっているといえます。加えて、内閣府が2012年（平成24年）に行った「男性にとっての男女共同参画に関する意識調査」では、自分（夫）の親が高齢になり介護が必要となった場合に、自らが介護を行うという意思を持った男性が多いという結果になっています。

育児期の人、親の介護に直面した人たちが、男女とも「仕事と生活の調和」を実現できることが大事になります。そのためには、仕事と生活の調和に向けて施策を推進するとともに、特に男性が自分自身や部下の方の働き方の見直しを行うことや、意識を変えていくことが必要になると考えます。

そこで、中津川市では、男性に向けた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の重要性について、関係各課等と連携し啓発していきます。

| 項 目                   | 現状<br>2014年度 | 最終目標年度<br>2026年度 |
|-----------------------|--------------|------------------|
| 岐阜県子育て支援エクセレント認定企業数※9 | 2社           | 10社              |

●家庭内における担当は？



注) 「該当なし」および無回答は除く

資料：なかつがわ男女共同参画プラン策定にあたっての市民アンケート（平成26年度）

出典：共同参画（内閣府2013.9）

※9 子育て支援エクセレント企業

仕事と家庭の両立支援について、優良な取組みや他社の模範となる独自の取組みを実施し、県の定めた要件を満たす企業が認定される。

## 2 プランの推進

---

男女共同参画社会の実現は、行政が施策を推進することはもとより、市民が主体的に取り組むことが重要です。本プランの推進にあたっては、男女共同参画担当課が中心となって、市民に対してこのプランを周知するとともに、市民、事業者、市とが協力、連携して取組を進められるような体制を整えます。

### ■広報・啓発

施策の積極的な推進を行うとともに、市民への情報提供を行い、男女共同参画社会の実現について、幅広く理解を求めています。

### ■庁内の推進

男女共同参画担当課を中心として、庁内における横断的な調整・連携を図りながら効率的な施策を推進します。

### ■関係機関等との連携

本プランを多様な主体と協働して推進するため、地域住民や各種市民団体など、男女共同参画に関係する組織・団体との連携を強化し、協力体制を整えます。また、県と連携し広域的な課題や共通する問題に適切に対応できるようにします。

## 3 プランの進捗管理

---

プランの実効性を高め、目標を達成していくためには、プランの進捗状況を把握し、評価することが重要になります。このため、中津川市男女共同参画社会づくり懇話会において客観的に進捗状況をチェックするとともに、社会情勢等の変化等に対応して施策等の方向性を検討していきます。

## 4 プランの目標指標

---

プランの推進状況を評価する指標として、施策の方向ごとの目標指標を設定します。これは、市民アンケート調査等の結果によって、プランに基づく施策の成果を、できる限り客観的にとらえられるよう設定するものです。

## ■家族みんなで協力しあう家庭づくり

### 1ー(1) 一人ひとりを大切にする意識づくり

| 指 標                | 現 状    |   | 目 標    |
|--------------------|--------|---|--------|
|                    | 2014年度 |   | 2026年度 |
| DV被害を受けた時に相談した人の割合 | 19.8%  | ⇒ | 50.0%  |

### 1ー(2) お互い協力し合う家族づくり

| 指 標                           | 現 状              |   | 目 標    |
|-------------------------------|------------------|---|--------|
|                               | 2014年度           |   | 2026年度 |
| 家庭での役割を家族全員で分担する割合<br>[18頁参照] | 食事の後片付け<br>15.9% | ⇒ | 30%    |
|                               | 子どもの世話<br>22.9%  | ⇒ | 50%    |
|                               | 高齢者の世話<br>15.7%  | ⇒ | 30%    |

### 1ー(3) 生涯を通じた健康づくり

| 指 標                                         | 現 状    |   | 目 標    |
|---------------------------------------------|--------|---|--------|
|                                             | 2014年度 |   | 2026年度 |
| 自分の健康や体力、気力に自信がなく地域行事に参加できない人の割合<br>[20頁参照] | 26.6%  | ⇒ | 20%    |

## ■住民みんなが認めあう地域づくり

### 2ー(1) 男女がともにいきいきと活躍できる環境づくり

| 指 標                                                | 現 状      |   | 目 標    |
|----------------------------------------------------|----------|---|--------|
|                                                    | 2014年度   |   | 2026年度 |
| 男女とも仕事をし、家事・子育て・介護の役割も分かち合うべきと考えている人の割合<br>[22頁参照] | 男性 74.6% | ⇒ | 85%    |
|                                                    | 女性 86.9% | ⇒ | 90%    |

### 2ー(2) 地域活動の担い手の育成とネットワークづくり

| 指 標                   | 現 状    |   | 目 標    |
|-----------------------|--------|---|--------|
|                       | 2014年度 |   | 2026年度 |
| 地域活動をしている人の割合 [24頁参照] | 41.7%  | ⇒ | 50%    |

## 2—(3) 人にやさしいまちづくり

| 指 標                     | 現 状    |   | 目 標    |
|-------------------------|--------|---|--------|
|                         | 2013年度 |   | 2026年度 |
| 生活保護世帯数（中津川市統計書）[28頁参照] | 178世帯  | ⇒ | 現状維持   |

## ■男女平等の視点に立った教育環境づくり

### 3—(1) 男女共同参画に関する教育・学習の環境づくり

| 指 標              | 現 状   |   | 目 標   |
|------------------|-------|---|-------|
|                  | 2014年 |   | 2026年 |
| 命の教育に取り組む市内小中学校数 | 全校    | ⇒ | 現状維持  |

### 3—(2) 情報社会に対応できる人づくり

| 指 標                | 現 状    |   | 目 標    |
|--------------------|--------|---|--------|
|                    | 2014年度 |   | 2026年度 |
| 情報モラルについて学ぶ市内小中学校数 | 全校     | ⇒ | 現状維持   |

## ■男女が多様な働き方を選べる職場づくり

### 4—(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の環境づくり

| 指 標                                                                         | 現 状     |   | 目 標    |
|-----------------------------------------------------------------------------|---------|---|--------|
|                                                                             | 2014年度  |   | 2026年度 |
| 仕事と生活のバランスがとれている人の割合（生活の中で現実として優先するものが「仕事と家庭生活と地域・個人の生活」である人の割合）<br>[37頁参照] | 男性 7.7% | ⇒ | 20%    |
|                                                                             | 女性 8.0% | ⇒ | 20%    |

### 4—(2) 男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくり

| 指 標                             | 現 状    |   | 目 標    |
|---------------------------------|--------|---|--------|
|                                 | 2014年度 |   | 2026年度 |
| 職場において男女平等（全体的）である割合<br>[39頁参照] | 34.8%  | ⇒ | 45.0%  |

## 1 男女共同参画をめぐる中津川市の現状

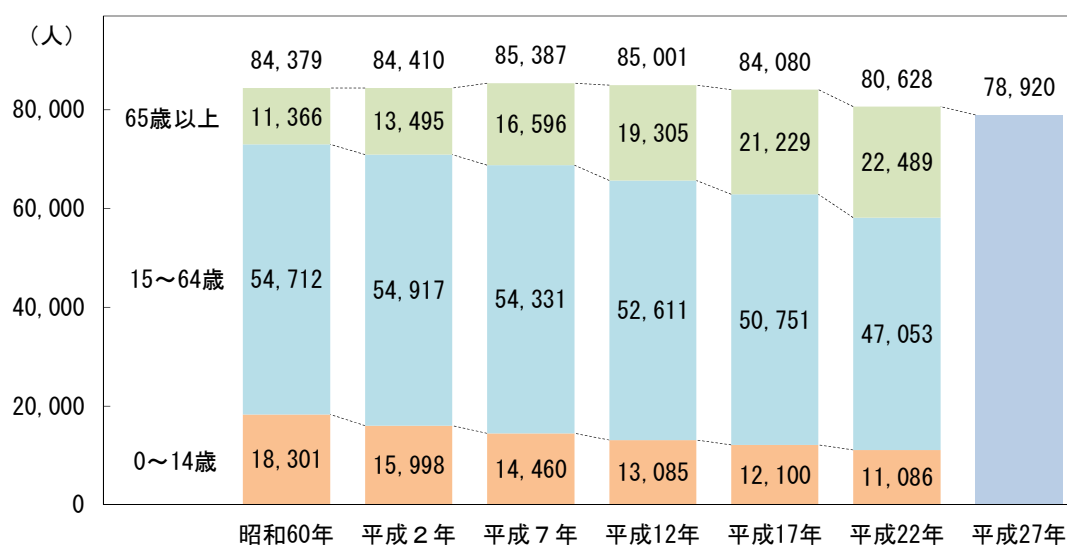
### (1) 少子高齢化の現状

#### ①人口の推移

本市の総人口は、平成27年10月1日を基準日とした国勢調査の速報集計結果によると78,920人となっています。平成22年までの年齢別の人口構成をみると、65歳以上の老年人口が大幅な増加を続けています。0～14歳の年少人口は昭和60年の18,301人をピークとしてその後は減少を続け、平成7年には老年人口が年少人口を上回りました。

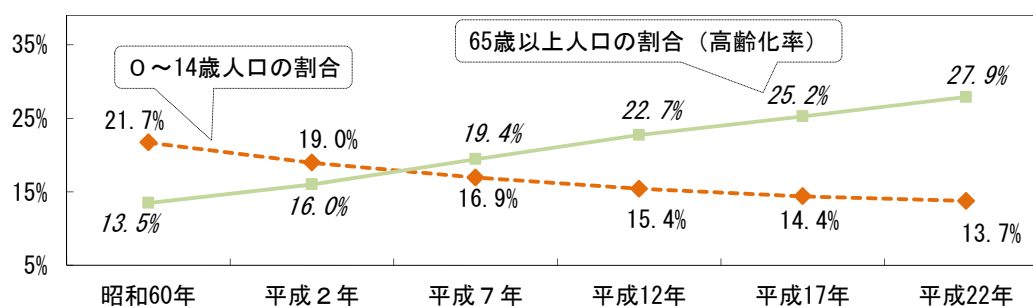
今後も少子高齢化は進展するものと予測されます。市民の3人に1人以上が高齢者である超高齢社会において、性別に関わらず誰もがいきいき暮らせる環境づくりが大きな課題となっています。

#### ◆中津川市の人口の推移



資料：国勢調査（平成27年は速報集計結果）

#### ◆年少人口と老年人口の比率の推移



資料：国勢調査

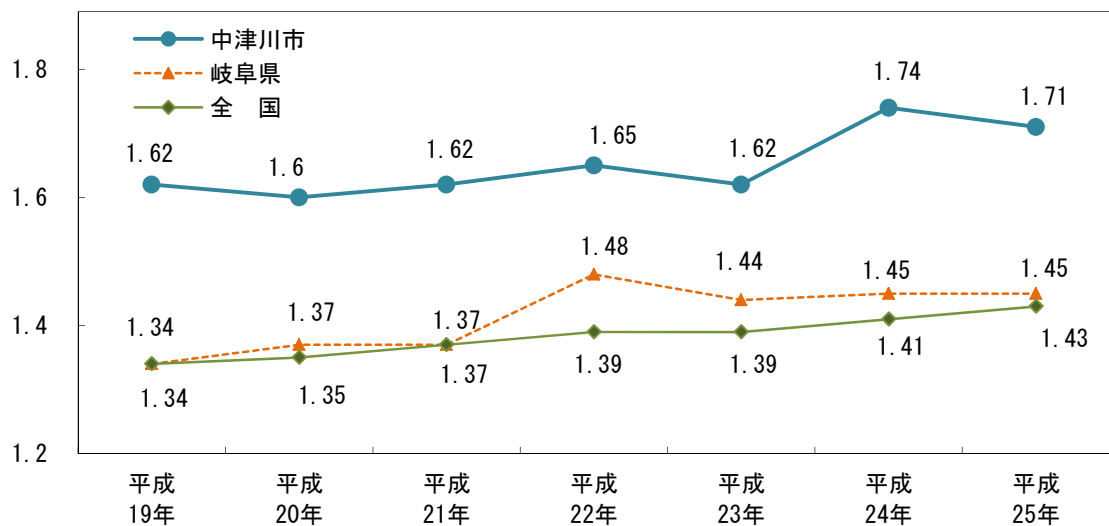


## ②合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したものであり、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子ども数を表したものです。この合計特殊出生率が2.07を下回ると将来人口が減少するとされています。

中津川市の合計特殊出生率の推移をみると、平成23年までは1.60～1.65の間を横ばいに推移していましたが、平成24年には1.74となり、平成25年においても1.71と全国、県に比べ0.25ポイント以上高くなっています。

### ◆合計特殊出生率の推移

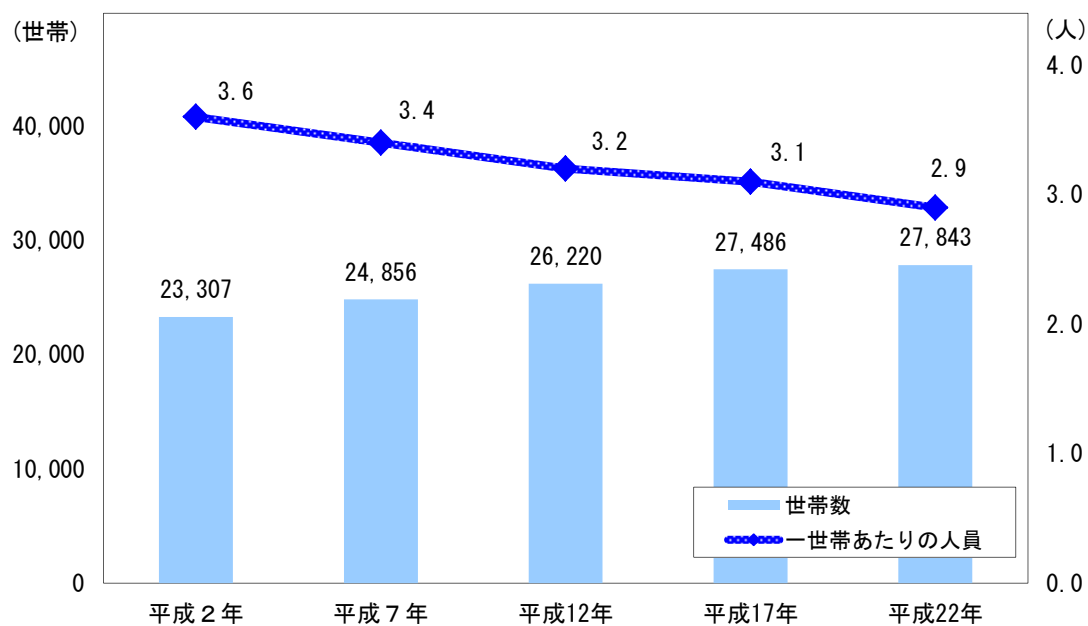


資料：人口動態統計

## (2) 世帯構成の現状

本市では、核家族化の進展や単身世帯の増加により、世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人員が減少しており、平成22年には2.9人となっています。今後、高齢化が進むにつれて、高齢者単身世帯や夫婦のみの世帯が増加していくことが予測されます。

### ◆世帯数と平均世帯人員の推移



資料：国勢調査

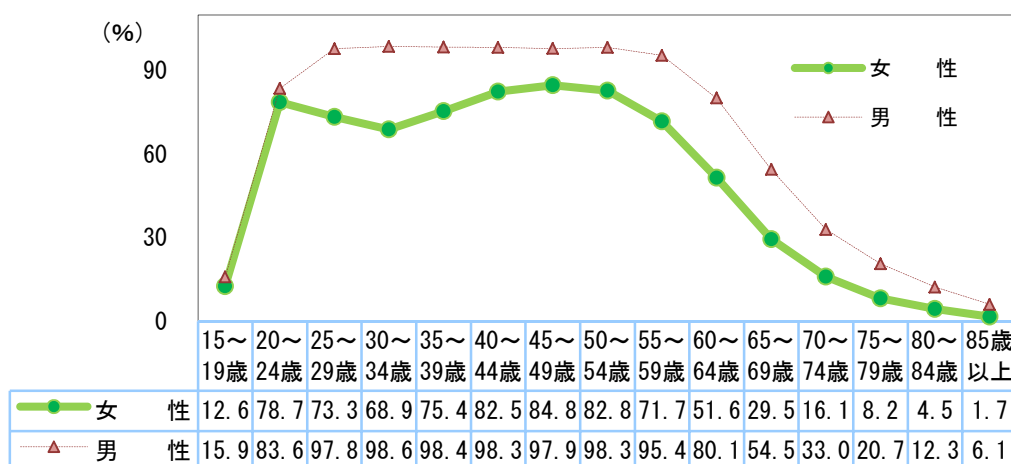
### (3) 女性の就業状況

#### ①女性の就業率

男性の就業率は、25～29歳で90%を超え、その後も上昇し30～50歳代前半では98%前後となっています。50歳代後半でわずかに低下し、定年退職を迎える60歳代から急激に低下していききます。これに対し女性は、20歳代の70%台から30～34歳には一旦68.9%まで低下し、30歳代後半から40歳代にかけて再度上昇します。45～49歳で84.8%とピークに達し、その後徐々に低下していききます。出産、子育てによって仕事を中断し、子育てが一段落した30歳代後半から再び仕事に就くということです。

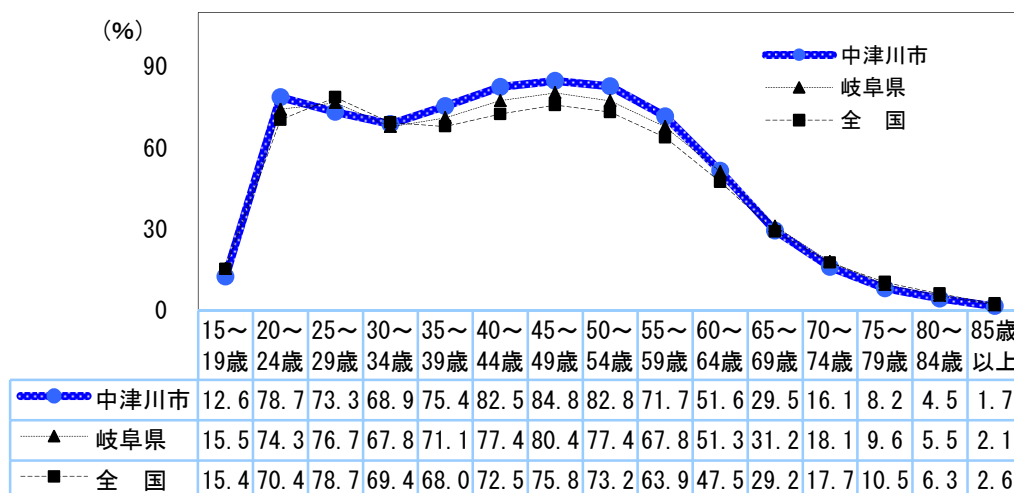
女性の年齢別の就業率について、岐阜県および全国と比較すると、ほぼ同様のラインを描いています。

#### ◆性別の年齢別就業率



資料：国勢調査（平成22年）

#### ◆女性の年齢別就業率



資料：国勢調査（平成22年）

## ②女性の産業別就業状況

平成22年の国勢調査による本市の15歳以上の女性就業者は16,771人です。産業別にみると、「製造業」が23.7%と最も高く、「卸売・小売業」「医療、福祉」も15%以上と比較的高くなっています。全国に比べると、製造業が高いことが特徴としてあげられます。

### ◆産業別にみた女性の就業者数

単位：(%)

| 区 分               | 中津川市 | 岐阜県  | 全 国  |
|-------------------|------|------|------|
| 農業                | 4.3  | 2.7  | 3.5  |
| 林業                | 0.1  | 0.1  | 0.0  |
| 漁業                | 0.0  | 0.0  | 0.2  |
| 鉱業                | 0.0  | 0.0  | 0.0  |
| 建設業               | 2.9  | 3.0  | 2.7  |
| 製造業               | 23.7 | 18.8 | 11.7 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 0.2  | 0.2  | 0.2  |
| 情報通信業             | 0.4  | 0.8  | 1.8  |
| 運輸業               | 1.2  | 2.2  | 2.4  |
| 卸売・小売業            | 19.5 | 19.5 | 19.4 |
| 金融・保険業            | 1.9  | 3.2  | 3.2  |
| 不動産業              | 0.5  | 0.9  | 1.7  |
| 学術研究，専門・技術サービス業   | 1.3  | 1.8  | 2.4  |
| 飲食店，宿泊業           | 8.2  | 8.5  | 8.3  |
| 生活関連サービス業，娯楽業     | 5.3  | 5.7  | 5.1  |
| 医療、福祉             | 17.1 | 17.3 | 18.4 |
| 教育、学習支援業          | 4.6  | 5.6  | 5.8  |
| 複合サービス事業          | 1.2  | 0.7  | 0.6  |
| サービス業（他に分類されないもの） | 2.8  | 4.1  | 5.0  |
| 公務（他に分類されないもの）    | 2.0  | 1.9  | 2.0  |
| 分類不能の産業           | 2.7  | 3.1  | 5.8  |

資料：国勢調査（平成22年）

#### (4) 地域における女性参画の動向

##### ①市議会における女性議員の状況

中津川市議会における女性議員数は、平成28年1月1日現在、総議員数21人中2人で、女性比率は9.5%です。

##### ◆市議会における女性議員の状況（平成28年1月1日現在）

| 市議会議員数（人） | うち女性議員数（人） | 女性比率（%） |
|-----------|------------|---------|
| 21        | 2          | 9.5     |

##### ②政策方針決定過程への参画

本市では、市の政策や方針に女性の立場・意見を反映させていくため、政策形成および意思決定の場の一つである各種審議会・委員会等への女性委員の登用を進めています。平成27年4月1日現在、27.5%となっています。

##### ◆審議会等における女性登用の推移

| 区 分   | 審議会等委員数（人） | うち女性委員数（人） | 女性比率（%） |
|-------|------------|------------|---------|
| 平成23年 | 2,278      | 632        | 27.7    |
| 平成24年 | 2,442      | 746        | 30.5    |
| 平成25年 | 2,296      | 719        | 31.3    |
| 平成26年 | 2,321      | 654        | 28.2    |
| 平成27年 | 2,306      | 635        | 27.5    |

（注）各年4月1日現在

##### ③自治会における女性区長の状況

本市には、15地区172の自治会（区）があり、このうち女性区長は、平成28年1月1日現在、3人であり女性比率は1.7%です。

自治会行事の担い手として多くの女性がさまざまな活動をしているなか、区長として自治会の責任を負う立場の女性はまだ少ないのが現実です。

##### ◆自治会における女性区長の状況（平成28年1月1日現在）

| 自治会（区）長数（人） | うち女性会長数（人） | 女性比率（%） |
|-------------|------------|---------|
| 172         | 3          | 1.7     |

#### ④民生委員・児童委員における女性委員の状況

民生委員・児童委員は担当する地域の中で、高齢者、障がいのある人、子育ての心配がある人などの福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談の内容に応じて、市や関係機関を紹介したり、情報提供を行っています。平成28年1月1日現在、民生委員・児童委員（主任児童委員を含みます。）225人のうち175人は女性で、女性比率は77.7%です。

##### ◆民生委員・児童委員における女性委員数の状況（平成28年1月1日現在）

| 委員数（人） | うち女性委員数（人） | 女性比率（%） |
|--------|------------|---------|
| 225    | 175        | 77.7    |

#### ⑤市職員における女性管理職の登用

本市では、性別にかかわらず昇格試験により管理職（課長級以上）への登用を行っています。平成27年4月1日現在、管理職202人のうち43人は女性で、女性比率は21.2%です。

##### ◆市職員における女性管理職の推移

| 区 分   | 管理職数（人） | うち女性管理職数（人） | 女性比率（%） |
|-------|---------|-------------|---------|
| 平成23年 | 230     | 43          | 18.7    |
| 平成24年 | 216     | 41          | 19.0    |
| 平成25年 | 219     | 42          | 19.1    |
| 平成26年 | 208     | 42          | 20.2    |
| 平成27年 | 202     | 43          | 21.2    |

（注）各年4月1日現在

## 2 プランの策定経緯

| 年 月 日    | 内 容                                      |
|----------|------------------------------------------|
| 平成26年度   |                                          |
| 9～10月    | ■男女共同参画に関する市民意識調査 実施                     |
| 8月4日     | 第1回 男女共同参画社会づくり懇話会                       |
| 10月29日   | 第1回 男女共同参画プラン策定委員会                       |
| 11月28日   | 第2回 男女共同参画社会づくり懇話会<br>第2回 男女共同参画プラン策定委員会 |
|          | 合同会議                                     |
| 3月4日     | 第3回 男女共同参画社会づくり懇話会<br>第3回 男女共同参画プラン策定委員会 |
|          | 合同会議                                     |
| 平成27年度   |                                          |
| 5月27日    | 第4回 男女共同参画プラン策定委員会                       |
| 7月28日    | 第4回 男女共同参画社会づくり懇話会                       |
| 11月9日    | 第5回 男女共同参画プラン策定委員会                       |
| 11月16日   | 第5回 男女共同参画社会づくり懇話会                       |
| 12月2～16日 | ■パブリックコメント 実施                            |
| 1月19日    | ■議会〔総務企画委員会〕へプラン（案） 報告                   |
| 1月25日    | 第6回 男女共同参画社会づくり懇話会<br>第6回 男女共同参画プラン策定委員会 |
|          | 合同会議                                     |

### 3 プランの策定体制

#### (1) 懇話会の設置要綱

##### ○中津川市の協議会等の設置等に関する要綱

〔平成10年5月28日決裁〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、中津川市の協議会等（以下「協議会等」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に定めるところにより、協議会等を設置する。

(組織)

第3条 協議会等は、別表に定める委員定数により組織する。

(任期)

第4条 協議会等の委員の任期は、別表に定めるところとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項本文の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 協議会等に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、協議会等を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事

故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 議決事項を審議するため開催する協議会等の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 議決事項を審議するため開催する協議会等の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会等の庶務は、別表に定める課等において処理するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

(以下省略)

別表（一部抜粋）

| 委員会等の名称            | 担任する事項                                                                                                     | 委員の任期 | 委員の定数 | 委員選任の基準                                          | 庶務担当課等の名称      |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|-------|--------------------------------------------------|----------------|
| 中津川市男女共同参画社会づくり懇話会 | (1) 男女共同参画社会づくりプランの策定と推進に関する事項についての調査及び審議<br>(2) 総合的な女性政策の現況及び課題についての調査及び審議<br>(3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関する事項 | 2年    | 20人以内 | (1) 各種団体の推せんする者<br>(2) 事業所の推せんする者<br>(3) 識見を有する者 | 定住推進部<br>市民協働課 |



## (2) 委員名簿

### ①中津川市男女共同参画社会づくり懇話会

任期：平成26年8月4日～平成28年5月31日

| 所属団体等              | 氏 名    | 備 考  |
|--------------------|--------|------|
| 蛭川女性ネットワーク         | 林 まゆみ  | 委員長  |
| 連合岐阜東濃地域協議会        | 桃井 直人  | 副委員長 |
| 元気都市中津川のまちおこし実行委員会 | 瀬瀬 登美子 |      |
| 苗木子育てサロン           | 山村 智子  |      |
| 花てまり               | 安藤 清美  |      |
| 落合まちづくり推進協議会       | 伊藤 麻子  |      |
| 神坂女性防火クラブ          | 杉山 洋子  |      |
| あげはの会              | 田口 昌子  |      |
| 加子母むらづくり協議会        | 小島 未来  |      |
| 付知レディスサークル         | 武田 万葉子 |      |
| 福岡女性ネットワーク         | 花田 道子  |      |
| 中津川市PTA連合会         | 田口 大輔  |      |
|                    | 安藤 隆生  | 前任者  |
| 中津川市立幼稚園連合PTA評議委員会 | 猿渡 悦子  |      |
|                    | 高井 和美  | 前任者  |
| 中津川市保育園保護者会連合会     | 原 久仁明  |      |
| 社会福祉協議会ボランティア連絡協議会 | 村松 友代  |      |
| 中津川市民生委員児童委員協議会連合会 | 富田 節子  |      |
| 中津川市老人クラブ連合会       | 小池 節子  |      |
| 東濃地区労働組合協議会        | 佐藤 元太  |      |
| 中津川市教育委員会教育委員      | 松田 幸博  |      |
| 中津川人権擁護委員協議会       | 早川 菅子  |      |
|                    | 池田 香代子 | 前任者  |

※前任者の任期は平成26年8月4日～平成27年3月31日

②市男女共同参画プラン策定委員会

| 選出部署名          | 氏 名    | 備 考    |
|----------------|--------|--------|
| 総務部            | 大野 美穂  |        |
| 企画部            | 仲神 文達  |        |
| 健康福祉部          | 良雪 由香里 | 平成27年度 |
|                | 今井 恵美  | 平成26年度 |
|                | 新田 明浩  | 平成26年度 |
| 生活環境部          | 鈴木 良次  |        |
| 商工観光部          | 鈴木 真弓  | 平成27年度 |
|                | 古田 真一  | 平成26年度 |
| 農林部            | 酒井 利明  |        |
| 基盤整備部・リニア都市政策部 | 原 喜 巳  |        |
| 水道部            | 原 真里奈  | 平成27年度 |
|                | 足立 明美  | 平成26年度 |
| 文化スポーツ部        | 林 佳 生  |        |
| 教育委員会          | 柴 田 慎  |        |

## 4 関係法令等

### ◎日本国憲法（抄）

〔 昭和21年11月3日公布 〕  
〔 昭和22年 5月3日施行 〕

#### 第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

## ◎男女共同参画社会基本法

〔平成11年6月23日法律第78号〕

最終改正 平成11年法律第160号

### 目次

#### 前文

#### 第1章 総則（第1条―第12条）

#### 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条―第20条）

#### 第3章 男女共同参画会議（第21条―第28条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げ

る用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

ならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の

促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前号の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同

参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

### 附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

## ◎岐阜県男女が平等に人として尊重される男女共同参画社会づくり条例

〔平成15年10月9日条例第49号〕

### 目次

#### 前文

#### 第1章 基本的な考え方など（第1条―第8条）

#### 第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策（第9条―第19条）

#### 第3章 岐阜県男女共同参画21世紀審議会（第20条―第27条）

#### 第4章 その他（第28条）

#### 附則

私たちは皆平等であり、性別にかかわらず一人ひとりが個性ある個人として大切にされなければなりません。

このことは、日本国憲法でも基本的人権の尊重としてうたわれています。

しかし、私たちの実際の生活の中には、性の違いによる差別や役割分担意識があり、また、これらに基づく社会のしきたりも根強く残っており、男女間の不平等や人権侵害を生む原因になっています。

岐阜県は、全国で比べると、女性で職業に就いている人の比率が高く、その労働時間も長いのですが、職場で重要な地位にある人の割合は低いのが現状です。また、家庭についてみても、共働き世帯の割合が高いにもかかわらず、家事、子育て、家族の介護などは女性の役割だと考える人が少なくありません。

今、私たちの社会は、少子化や高齢化が急速に進むなど大きく変化しています。その中で、未来に向けて明るい希望を持ち、生き生きとした豊かな社会をつくっていく必要があります。そのためには、家庭、職場、学校、地域など社会生活のあらゆる場面で、男女が対等な立場で、その個性と能力を十分に活かし、ともに責任を果たしていくことが重要です。

岐阜県では、これまでも男女共同参画を進めるためのいろいろな取組を行ってきました。21世紀を迎えた今、私たち一人ひとり

が、男女の区別なく一緒になって、こころ豊かな地域社会をつくっていくことの大切さを認め合い、男女が平等に人として大切にされるふさと岐阜をつくり上げることを目指して、この条例を定めます。

#### 第1章 基本的な考え方など

##### （目的）

第1条 この条例は、男女共同参画を進めるうえで基本となる考え方を定め、県、県民および事業者その他の団体の果たさなければならない責任と役割を明らかにするとともに、男女共同参画を進めるための施策を行うために必要な事柄を定めることにより、男女が平等に人として大切にされる社会を実現することを目的とします。

##### （男女共同参画の意味）

第2条 この条例で「男女共同参画」とは、男女が、平等に個人として尊重され、社会の対等な一員として、自分の意思ですべての分野の活動に参画することができることにより、男女が政治的、経済的、社会的、文化的などの面で等しく利益を受けることができ、ともに責任を負うことをいいます。

##### （基本的な考え方）

第3条 男女共同参画は、次の基本的な考え方により、進めることとします。

一 男女が性別にかかわらず一人の人



間として大切にされること、男女が性の違いによる差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が得られることなど男女の人権が等しく尊重されること。

二 男女が、社会で活動を行ううえで、役割分担意識（「男性は仕事、女性は家事や育児に専念すること」などと性によって役割を決める考えをいいます。）から生まれる制度または慣習により自由な選択を妨げられることのないようにすること。

三 県、事業者その他の団体および市町村が、その政策または方針を計画し、決定する場合に、男女が、対等な立場で参画する機会が得られること。

四 男女が、家庭生活で互いに協力し、また、社会の支援を受けながら、子育て、家族の介護などを行い、かつ、職場、学校、地域などにおける活動を行うことができるようにすること。

五 県、県民、事業者その他の団体および市町村が、この条例の目的の実現のために協力し、それぞれが責任をもって取り組むこと。

（県の責任）

第4条 県は、基本的な考え方に従い、男女共同参画を進めるための施策を定め、これを実施する責任があります。

（県民の役割）

第5条 県民は、基本的な考え方を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域などの社会のあらゆる活動の場において、男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 県民は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

（事業者その他の団体の役割）

第6条 事業者その他の団体は、基本的な考

え方を十分に理解し、その活動の中で男女共同参画を進めるよう努めるものとします。

2 事業者その他の団体は、県が行う男女共同参画を進めるための施策の実施に協力するよう努めるものとします。

（県と市町村との関係）

第7条 県は、男女共同参画を進めるための施策を定めたり、これを実施するときは、市町村に対し、協力を求めることができます。

2 県は、市町村が男女共同参画に関する計画を定めるなどの男女共同参画を進めるための施策を行うときは、情報の提供など必要な協力をします。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 県民は、性的な言葉または行為により相手に不快や苦痛を与えることおよび性的な言葉または行為を受けた相手が反発したりした場合にその人に不利益を与えること（「セクシュアル・ハラスメント」といいます。）を行ってはなりません。

2 県民は、配偶者など身近な関係にある人に暴力などにより体または心に苦痛を与える行為（「ドメスティック・バイオレンス」といいます。）などの男女間における暴力行為を行ってはなりません。

3 県民は、性別による不当な差別的取扱いを行ってはなりません。

## 第2章 男女共同参画を進めるために必要な施策

（男女共同参画計画）

第9条 知事は、男女共同参画を進めるために必要な事柄についての計画（以下「男女共同参画計画」といいます。）を定めます。

2 知事は、男女共同参画計画を定めるときまたは変更するときは、あらかじめ、次の手順をとります。

一 県民および事業者その他の団体（以下

「県民など」といいます。)の意見を聴くこと。

二 岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くこと。

3 知事は、男女共同参画計画を定めたときまたは変更したときは、速やかに、これを公表します。

(広報など)

第10条 県は、基本的な考え方に対する県民などの理解を深めるために必要な広報、普及活動などを行います。

(教育、学習など)

第11条 県は、学校、地域、家庭などでの教育および県民の学習の場で、男女共同参画に対する県民の関心と理解を深めるようにします。

(情報の収集など)

第12条 県は、男女共同参画を進めるため、情報の収集および分析をするほか、必要な調査研究を行います。

(県民などへの支援)

第13条 県は、男女共同参画を進めるための活動を行う県民などに対し、その活動に役立つ情報を提供するほか、学習または意見交換の場などを提供します。

(県の審議会などにおける委員の構成)

第14条 県は、審議会などの委員を選任する場合には、できる限り男女の数が等しくなるように努めます。

(事業者への協力依頼)

第15条 知事は、事業者に対し、その事業活動における男女共同参画の状況を知るための調査について、協力を求めることができます。

(男女共同参画推進サポーター)

第16条 知事は、県民などとともに男女共同参画を進めるため、これに熱意を持っている県民などの申込みを受けて、男女共同参画推進サポーター(以下「サポーター」と

いいます。)として登録します。

2 サポーターは、次の活動を行います。

一 男女共同参画についての県民などの関心と理解を深めるために必要な活動を行うこと。

二 県が行う男女共同参画を進めるための施策に協力すること。

3 県は、サポーターに対し、次のことをはじめとする支援をします。

一 その活動に役立つ情報を提供すること。

二 その活動に役立つ知識を得る機会を設けること。

4 知事は、サポーターが、この条例に違反したときその他サポーターとしてふさわしくない非行を行ったときは、その登録を取り消すことができます。

(男女共同参画推進強調月間)

第17条 県は、男女共同参画についての県民などの関心と理解をより一層深めるために、毎年11月を男女共同参画推進強調月間とします。

(苦情などに対する対応)

第18条 県は、次の事柄に関する県民などからの苦情、意見および相談(以下「苦情など」といいます。)を受け付けるための窓口を設置し、関係する機関と協力して、これらの苦情などに対し、適切な対応をするものとします。

一 男女共同参画を進めるための施策に関すること。

二 性別による人権侵害

2 知事は、県民などからの苦情などに対し適切な対応をするために必要があるときは、岐阜県男女共同参画21世紀審議会の意見を聴くものとします。

(男女共同参画を進めるための施策の実施状況の公表)

第19条 知事は、毎年1回、男女共同参画を

進めるための施策の実施状況を取りまとめ、これを公表します。

### 第3章 岐阜県男女共同参画21世紀 審議会

(設置)

第20条 県は、岐阜県男女共同参画21世紀  
審議会（以下「審議会」といいます。）を  
設けます。

2 審議会は、次の事柄について、知事から  
の意見の求めに応じて調査または審議を  
行います。

- 一 男女共同参画計画の策定
- 二 男女共同参画計画の変更
- 三 県民などからの苦情などに対する対応
- 四 その他男女共同参画を進めるに当たり  
必要な事柄

3 審議会は、男女共同参画を進めるため必  
要がある場合、知事に意見を述べることが  
できます。

(組織)

第21条 審議会は、委員15人以内とします。

- 2 委員は、知事が任命します。
- 3 委員は、男女のいずれかが委員の総数の  
四割未満とならないようにします。
- 4 委員のうち、若干の人は、公募によるこ  
ととします。

(任期)

第22条 委員の任期は、2年とします。ただ  
し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期  
間とします。

2 委員は、再任されることができます。

(会長および副会長)

第23条 審議会に、会長および副会長を置き  
ます。

- 2 会長は、委員が互いの中から選挙して選  
びます。
- 3 副会長は、会長が指名します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故が  
あったときまたは会長が欠けたときは、会  
長の代理をします。

(会議)

第24条 審議会は、会長が招集し、会長が議  
長となります。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなけ  
れば、開くことができません。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定  
し、賛否同数のときは、議長が決定します。

(特別委員)

第25条 特別の事柄についての調査または  
審議のために必要があるときは、審議会に  
特別委員を置くことができます。

2 特別委員は、知事が任命します。

3 特別委員の任期は、特別の事柄に関する  
調査または審議が終わるまでとします。

(部会)

第26条 審議会は、必要があるときは、部会  
を置くことができます。

2 部会の委員は、会長が指名します。

3 部会に部会長を置き、会長が指名します。  
(会長への委任)

第27条 この章に定めることのほか、審議会  
の運営については、会長が審議会に相談し  
て決めます。

### 第4章 その他

(委任)

第28条 この条例に定めること以外の必要  
なことについては、規則で定めます。

### 附 則

この条例は、平成15年11月1日から施行  
します。ただし、第9条第2項（第2号に係  
る部分に限ります。）、第18条第2項およ  
び第3章の規定は、平成16年4月1日から  
施行します。

## なかつがわ男女共同参画プラン（第4次）

平成28年3月

発 行 中津川市 定住推進部市民協働課

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号

電話 0573-66-1111（代表）